

ようという方針なんですか、どうですか。

○國務大臣(河本敏夫君) ゼひ提出をしたいと思いまして、関係方面と折衝中でございます。

○久保等君 電波監理局長のほうからでもいいのですが、まあ立法化という問題は、結局現行の有線放送業務に関する規正法ですね、これの改正と

いう形での立法化を考えておるのでですか。

○政府委員(石川忠夫君) そのとおりでございまして、ただいまの届け出を主体いたしまして現行法律を、郵政大臣の許可にからしめたいという

ことを軸に考へておるところでございますが、ただいま大臣からお答えのとおり結論が得られておりませんので、具体的には申し上げかねます。

○久保等君 これは、新宿地区における問題は一つのケースだと思うんですけれども、いろいろ違つた形のものも最近出始めておりますが、立法上といいますか、現行のいまいつた規正法の改正問題についての問題とすれば、やはり幾つか問題があるんじやないかと思うんですがね。いま認可けれども、いろいろ問題があると思うんですが、率直に現状に対して一体どういう点について検討を加えておるのか、ここで電波監理局長のほうからだけこうですから問題点について、あるいはまた現在起りつつある具体的な問題について、どういった点を一体立法上の問題として検討しなければならぬということで検討しておるのか、そういうことについて、もう少し詳細にひとつ説明を願いたいと思うんです。

○政府委員(石川忠夫君) いろいろ問題がございまことは御説のとおりでございますが、私どもが一番取り上げなければならない問題としては、いまの現行法によりましては、お説のようないろいろな形が出てまいりますと、受信者の保護といつた観点から見ましてどうしても不十分である。したがいまして、低廉かつ画一と申します

が起きた場合にもできるだけ早く修復できるといふような、こういった能力も期待しなければならないと、こういったまあ一言で申し上げますと、この有線放送業務というものを郵政大臣の許可にかかるうな問題であると、こういうふうに考へておるが、この点が一番大きな問題でございます。それからもう一つの点は、区域外送信と申しますが、他の放送におきましてはサービス・エリアがございますが、他のサービス・エリアを持つ放送を引つばつてきて送信をする再送信でございますけれども、その区域外の送信をどういうふうにするかと、こういった問題が、私ども今まで考へております問題の中で、一番大きな問題だといふことで検討されておるわけでございます。

○久保等君 それから、たとえば最近何かニュー・オータニのホテルの中にはり有線放送テレビを始めておるような問題が出ておるようですが、電波監理局長、この問題についてある程度状況を御存じですか、もし御存じなら若干ひとつ御説明願いたいと思うんですが。

○政府委員(石川忠夫君) 十分な調査はできておりませんが、ホテルニューオータニにおきましては、構内において有線テレビ放送が行なわれているというところでございますが、昨年の十二月二十四から宿泊する外人客を大体対象にいたしまして、受像機台数が約千台で、一日約六時間半にわたりまして交通事情だと、観光案内その他の番組をCMをつけて放送をしていると、こういうふうに聞き及んでおります。

○久保等君 この問題については今後どう扱うべきか、また現在の現行法では、一体その適用の対象になると考へておられるんですか、どうですか。

○政府委員(石川忠夫君) 私どもは、ホテルの中のテレビは十条の第二号に書いてあります「一の

が、いわゆる解釈のしようによつて幅がありますから、一区域といつても、また一区域とは何だと思いますが、この点が一番大きな問題でございます。それからもう一つの点は、区域外送信と申しますが、他の放送をおきましてはサービス・エリアがございますが、他のサービス・エリアを持つ放送を引つばつてきて送信をする再送信でございますけれども、その区域外の送信をどういうふうにするかと、こういった問題が、私ども今まで考へております問題の中で、一番大きな問題だといふことで検討されておるわけでございます。

○久保等君 この法律の規正法の第二条の二号がないかも知れませんが、これにある程度準ずる性格のものではないですか。

○政府委員(石川忠夫君) 私どもは先ほど申し上げましたように、十条の第二号によります施設と、こういうふうに考へましたので、この三条の届け出も要らない、いわばこの法律の適用を受けない施設と、こういうふうに考へておるわけでござりますが、これが非常に大きな施設になつてしまつたところは、この十条の二号によりまして、この法律を適用しない施設であると、こういうふうに解釈をいたしております。

○久保等君 十条の二号は単純な構内の内で単純に有線放送をやる場合には、そのままそつくり当てはまると思います。ただ、私がいま事例としてあげたような、ニューオータニなんかのようないいふうに考へておられるのか、もう文句なしに第十条の二号で間に合つてゐるんだという考え方なのか、そのあたりひとつお答え願いたい。

○政府委員(石川忠夫君) 同一構内のものも第二条の二の適用を受けることは、私は間違いないと思いますが、その中で第十条の二号、「一の構内において行なわれる有線放送の業務」である、こういう解釈がなされて、これも間違ひがないと私は思いますけれども、ただお話しのように、この二号というのは、いわば一般公衆に対して有線放送でテレビを見せておるわけですね。しかも、それに對して広告料の面、コマーシャルももちろん流れます。そういうことになつてきますとね、私は、第十条の二号といふのは、これは単純に読めばそのとおりだが、これに該当するかどうか。一面いま言つたように、同一構内とはいうものの、営業として要するにやつておる。しかも、テレビそのものも、まあ地域こそ限定されているけれども、内容的にはもう全く非常に高度な、独自のスタジオも持つて、そうして番組をつくつて独自に流す、また広告料も取るんだというような形でやつておるものが、かつてにやれるのだということについて、もちろん私も第二条の第二号にそのままこれがあつてはまるとは考へられないんですが、日本語

いろいろ解釈のしようによつて幅がありますから、一区域といつても、また一区域とは何だと思いますが、この点が一番大きな問題でございます。

○久保等君 うことになりますと、この点も検討しなければなりません。そういう意味で、大きなまあホテル・ニューオータニの例が現在のところは一つでございますけれども、こういったものが出てくると、こういふことになりますと、この点も検討しなければなりません。いま考へておりますが、いまどういうふうにしたらいかという結論

は得ておりません。

○久保等君 これは単にニユーオータニだけの問題でなく、ホテルだけの問題じゃなくて、現在建築中の帝國ホテルにしても、その他にしても、ひどつて観光ホテルにしても、なかなかおもしろいアイデアじゃないかと、しかもやつてもうかるということになりますと、これは私は非常なスピードでもつて将来発展していく、というか、拡大していくというか、非常に広がっていく可能性があるんじゃないかと思う。しかもなかなか、非常におもしろく番組をつくってやれば、聴視者も非常に興味を持つて見るでしょうし、それからまた非常に経営の費用という面からいくと安上がりで、あまり金がかかなくてやれる。したがって、何か十分間に四百円とか五百円とかいう程度で何かコマーシャルをとつてやつてなんかが泊まつた場合、あるいは旅行者でなくして、近所あたりでちょっと簡単にひとつ行ってみようかという気持ちにも、私はなるんではないかと思いますが、ニュースだと天気予報はもちろんなのこと、いろんな交通機関の案内だと、あるいはまた特に外人向けには日本の伝統だとか、日本いろいろな伝統美だとか美術だとか、あるいは商売の紹介だとか、またさらにはナイトクラブなどの案内までやる。さらには若干あれだつたらピント映画などきのようなものもやるかというふうなこともないではないようですが、とにかくいろいろ考えていけばいくほどいろんな意味で非常に重要な私は問題をはらんでおるんじゃないかと思ふ。これが同一構内だと、同一地域だとかいう問題のみならず、私は相当将来これがどんどん大きくなつていく可能性もあると思う。たとえば単に一つの建物だけじゃなくて、途中ケーブルでつな

で、自分の経営の関係のホテルに全部つないで、一ヵ所のスタジオでもつてつくつたやつを全部流していくけば、これは全く個人の、ある特定の個人のというか、ある特定の所有物であるホテルにもそういうことを流すことができるであろうし、ついでにホテルだけに限らず、自分の経営する関連した食堂だとか、あるいは喫茶店、旅館、また別の旅館、そういったものにも流していくといふようなことは、これはもう当然考えられる問題だと思います。そうなつてまいりますと、この問題について、将来どんどん広がっていくといふことでもあれば、検討してみたいと思っていふと言つておられるけれども、そういう実はのんびりしたことと言つておられないような問題じやないかと思うし、先ほど私がちよつと指摘したように、次々といろんな大きな建築中のホテル、あるいはまた現にあるホテル等でも、そういういたような企画でやつてみたいというような申し出があるとかないとかいうこともいわれております。だからそういう点を考えると、これも私は特に営業としてやる問題ということになつてきますと、一つの何らかの形でのやつぱり法律の規定を必要とするんじやないかというふうに思ひますが、いかがですか。

な考え方で臨んでおりまして、これがはたして適當であるかどうかということにつきましては、非常にホーテルその他が大きくなつてくるに従いまして、もう一回考えてみる必要があらうかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○久保等君 私 ちょっとニューオータニの場合を例にあげて、十分間四百円といったですが、スポットは一分間四百円ということのようですが、しかし、いずれにしても、とにかく一分間というスポット、相当長時間だと思うんですが、四百円ですが、現行法のたてまえからいけば、いま電波監理局長の言われる話も一応わかるんですが、今後の問題として立法化するとか、現行法を改正するとかいうことで、目下極力そういうたとづいて、この問題をどう扱つてまいるかといふことについて、郵政大臣のほうからお答え願いたいんですね。私は、少くともいま電波監理局長の言うように、単に構内であるとか、構外であるとかいうような、そういうきわめて固定的な、それから先ほどちょっと申し上げたように建物一つ、そのものがもう全然、単に構内だからそれはかまわないんだ、その一步でも外へ出ればというふれども、昔のようなとにかく垣根を越えるか越えないかの問題じゃなくて、中身の実態がどうかといふ問題だと思うんです。よく言われるようになつたものだけれども、最近、建築法の改正していく趨勢にあるわけです。現にN.H.K.のほうでも、近いうちそういう方向で代々木のセンター時代錯誤じやないかと思うんです。したがつて、昔の概念では考えられないほど空に伸びていく時代に、同一構内という考え方でも、ものごとを考えていこうということは、私は

郵政大臣のほうから、このことについての一休立法上の問題として、今後というよりも、当面とにかく十分に考えていなければならぬ問題だとお考えになつておるかどうか、郵政大臣のほうからお答え願いたいと思うんです。が、郵政大臣のほうからお答え願いたいと思うんです。

○国務大臣(河本敏夫君) お話しのように対象は数千になる場合も考えられますし、それがさらにまた先ほど来お話しのような形で拡大していくことにも考えられますので、これはさつそくあらためて検討させていただきたいと思います。

○久保等君 それでは、大臣検討されるということがで、だから、なにしたいと思うんですが、問題は、だからさつき電波監理局長の言うような考え方で現実の事態をとらえていきますと、先ほどちょっとお話をあつたように、大きくなつていくようだつたら、またひとつ考えて、いきたいというよう一つの個々の一部としての問題だけを何かとらえて、それをあとから追っかけて、何とかしなければならないという考え方ではだめだと思うんです。やはり将来のいろんな発展状況をも考えながら、やっぱりそれに十分に即応できる方法といふものは私はつくつておかなければならぬし、CATVなんかの問題についても、そうだと思うんですよ。いまから批判的なことを言ってみてもしょがないけれども、あの扱い方については、当時の郵政大臣非常に私は軽率だったと思うんです。初めから、とにかく現行法からいえば臨時に設けるものについてはいいんだ、こういうことなんですから。そういう立場で、たとえば去年のオリンピックならオリンピックでテレビをよく見たといふことで、現行法制で間に合わないやれたのですから。何も問題は、四十四世帯といふ新宿地区の問題だけじゃないんです。日本全国の難視聴地域、あるいはビル陰のテレビがよく見られないということで、現行法制で間に合わないから法律を改正して救っていくか、また、どう問題を解決していくかということから現行法を検討していくべきだと思うのです。ところが、何でもかんでも継続して放送を見られるようにしてやれ

という、それはけつこうなことなんですよ。しかし、問題はそれだけじゃないんですよ。全国で何万、何十万、こういった世帯の方々が現にテレビを見られなくて困っているんですから、そういう問題も含めて、法律的に一体どう解決していくかという問題を考えないで、ただその場限りの应急措置——非常にいい应急措置ならいいけれども、あとに禍根を残すというか、あとで扱い方が問題にならてくるような应急措置はやるべきではないと思うんです。まあ、しかし、いまそんなことをして法改正をやつてもらつて、この問題を片づけてもらいたいと思うんですけれども、その中に新宿問題だけを考えましてやられる、いま私が申し上げたような問題が、これはまた非常なスピードで伸びていくと思いますよ。しかも、これはカラーでおそらく一千台なんというものは相当な台数になります。しかも、これはカラーでおそらくやつているんでしようから。そうなってくると、一ホテルの中、構内とはいいながら、ばかにならない。しかも、それの及ぼす影響力も、単に一構内で家庭的にやつているとか、個人が見ているというのじやなくて、これは公衆相手にやつしていることですから、不特定多数だと思うんです。それこそ、きよう泊まつておつて、あしたはアメリカのニューヨークへ行くかワシントンへ行くかわからぬのであります、そういう一般公衆に、しかもコマーシャルを流しながら見せているというですから、いや、これは同一構内ですか御自由におやりください、といって済ませる問題じやないと思うんです。ところが、この同一構内だけども、ちょっとこっちのほうで二、三軒、外で二、三軒見ておつて、同一構内じやないですか、法律の適用を受けなければならぬのだと、そういうしやくし走木の考え方では、今日のようなめまぐるしい世相では、特に電波のようないふうに急速に変わってくるような部面においては対応できないです。したがつて、この問題についてはぜひひとつ、郵政大臣の御答弁もありました

が、これも含めて解決を願いたいと思うんです。しかし、問題はそれだけじゃないんですよ。全国で何万、何十万、こういった世帯の方々が現にテレビを見られなくて困っているんですから、そういう問題も含めて、法律的に一体どう解決していくかという問題を考えないで、ただその場限りの应急措置——非常にいい应急措置ならいいけれども、あとに禍根を残すというか、あとで扱い方が問題にならてくるような应急措置はやるべきではないと思うんです。まあ、しかし、いまそんなことをして法改正をやつてもらつて、この問題を片づけてもらいたいと思うんですけれども、その中に新宿問題だけを考えましてやられる、いま私が申し上げたような問題が、これはまた非常なスピードで伸びていくと思いますよ。しかも、これはカラーでおそらく一千台なんというものは相当な台数になります。しかも、これはカラーでおそらくやつているんでしようから。そうなってくると、一ホテルの中、構内とはいいながら、ばかにならない。しかも、それの及ぼす影響力も、単に一構内で家庭的にやつているとか、個人が見ているとい

うのじやなくて、これは公衆相手にやつしていることですから、不特定多数だと思うんです。それこそ、きよう泊まつておつて、あしたはアメリカのニューヨークへ行くかワシントンへ行くかわからぬのであります、そういう一般公衆に、しかもコマーシャルを流しながら見せているというですから、いや、これは同一構内ですか御自由におやりください、といって済ませる問題じやないと思うんです。ところが、この同一構内だけども、ちょっとこっちのほうで二、三軒、外で二、三軒見ておつて、同一構内じやないですか、法律の適用を受けなければならぬのだと、そういうしやくし走木の考え方では、今日のよう

が、これも含めて解決を願いたいと思うんです。しかし、問題はそれだけじゃないんですよ。全国で何万、何十万、こういった世帯の方々が現にテレビを見られなくて困っているんですから、そういう問題も含めて、法律的に一体どう解決していくかという問題を考えないで、ただその場限りの应急措置——非常にいい应急措置ならいいけれども、あとに禍根を残すというか、あとで扱い方が問題にならてくるような应急措置はやるべきではないと思うんです。まあ、しかし、いまそんなことをして法改正をやつてもらつて、この問題を片づけてもらいたいと思うんですけれども、その中に新宿問題だけを考えましてやられる、いま私が申し上げたような問題が、これはまた非常なスピードで伸びていくと思いますよ。しかも、これはカラーでおそらく一千台なんというものは相当な台数になります。しかも、これはカラーでおそらくやつているんでしようから。そうなってくると、一ホテルの中、構内とはいいながら、ばかにならない。しかも、それの及ぼす影響力も、単に一構内で家庭的にやつているとか、個人が見ているとい

うのじやなくて、これは公衆相手にやつしていることですから、不特定多数だと思うんです。それこそ、きよう泊まつておつて、あしたはアメリカのニューヨークへ行くかワシントンへ行くかわからぬのであります、そういう一般公衆に、しかもコマーシャルを流しながら見せているというですから、いや、これは同一構内ですか御自由におやりください、といって済ませる問題じやないと思うんです。ところが、この同一構内だけども、ちょっとこっちのほうで二、三軒、外で二、三軒見ておつて、同一構内じやないですか、法律の適用を受けなければならぬのだと、そういうしやくし走木の考え方では、今日のよう

が、これも含めて解決を願いたいと思うんです。しかし、問題はそれだけじゃないんですよ。全国で何万、何十万、こういった世帯の方々が現にテレビを見られなくて困っているんですから、そういう問題も含めて、法律的に一体どう解決していくかという問題を考えないで、ただその場限りの应急措置——非常にいい应急措置ならいいけれども、あとに禍根を残すというか、あとで扱い方が問題にならてくるような应急措置はやるべきではないと思うんです。まあ、しかし、いまそんなことをして法改正をやつてもらつて、この問題を片づけてもらいたいと思うんですけれども、その中に新宿問題だけを考えましてやられる、いま私が申し上げたような問題が、これはまた非常なスピードで伸びていくと思いますよ。しかも、これはカラーでおそらく一千台なんというものは相当な台数になります。しかも、これはカラーでおそらくやつているんでしようから。そうなってくると、一ホテルの中、構内とはいいながら、ばかにならない。しかも、それの及ぼす影響力も、単に一構内で家庭的にやつているとか、個人が見ているとい

うのじやなくて、これは公衆相手にやつしていることですから、不特定多数だと思うんです。それこそ、きよう泊まつておつて、あしたはアメリカのニューヨークへ行くかワシントンへ行くかわからぬのであります、そういう一般公衆に、しかもコマーシャルを流しながら見せているというですから、いや、これは同一構内ですか御自由におやりください、といって済ませる問題じやないと思うんです。ところが、この同一構内だけども、ちょっとこっちのほうで二、三軒、外で二、三軒見ておつて、同一構内じやないですか、法律の適用を受けなければならぬのだと、そういうしやくし走木の考え方では、今日のよう

が、これも含めて解決を願いたいと思うんです。しかし、問題はそれだけじゃないんですよ。全国で何万、何十万、こういった世帯の方々が現にテレビを見られなくて困っているんですから、そういう問題も含めて、法律的に一体どう解決していくかという問題を考えないで、ただその場限りの应急措置——非常にいい应急措置ならいいけれども、あとに禍根を残すというか、あとで扱い方が問題にならてくるような应急措置はやるべきではないと思うんです。まあ、しかし、いまそんなことをして法改正をやつてもらつて、この問題を片づけてもらいたいと思うんですけれども、その中に新宿問題だけを考えましてやられる、いま私が申し上げたような問題が、これはまた非常なスピードで伸びていくと思いますよ。しかも、これはカラーでおそらく一千台なんというものは相当な台数になります。しかも、これはカラーでおそらくやつているんでしようから。そうなってくると、一ホテルの中、構内とはいいながら、ばかにならない。しかも、それの及ぼす影響力も、単に一構内で家庭的にやつているとか、個人が見ているとい

うのじやなくて、これは公衆相手にやつしていることですから、不特定多数だと思うんです。それこそ、きよう泊まつておつて、あしたはアメリカのニューヨークへ行くかワシントンへ行くかわからぬのであります、そういう一般公衆に、しかもコマーシャルを流しながら見せているというですから、いや、これは同一構内ですか御自由におやりください、といって済ませる問題じやないと思うんです。ところが、この同一構内だけども、ちょっとこっちのほうで二、三軒、外で二、三軒見ておつて、同一構内じやないですか、法律の適用を受けなければならぬのだと、そういうしやくし走木の考え方では、今日のよう

かつたのですか。

○政府委員(石川忠夫君) 私どもの基本的な態度としては、区域外送信につきましては望ましくない、こういうことでござりますが、たゞ、現実に見ておる受信者の立場というものを無視するわけにいきませんので、まあ、これ以上こういったものはあまり大きくならないことが望ましいのではないかと考えております。

が五百円、それから準会員が七百円、こういう利用料金の徴収をいたして経営をまかなくておるの出はいつ出されたことになっておりますか。

○政府委員(石川忠夫君) 三十六年の六月でござります。

○久保等君 先ほど申請——申請といふか、届け出はいつ出されたことになっておりますか。

○政府委員(石川忠夫君) それから特別、その後、自主放送とかいう形でその後四十一年八月十二日から始めてあるのですが、こういったようなことについても一

応届出等はなされておるのですが、どうですか。

○久保等君 先ほど申請——申請といふか、届け出はいつ出されたことになっておりますか。

○政府委員(石川忠夫君) 新宮におきまして、新紀テレビ有限会社が三十七年の九月でございましたが、七千名の加入者で始めまして——実際に始めたのは、共聴の開始が三十七年九月六日でございましたが、その後自主放送を四十一年の一月から始めております。

○久保等君 これは会社といふことで、営利的にやつておるようですが、経営的にはどういうことになりますか、民間放送との関係は。

○政府委員(石川忠夫君) 具体的なことはあまりわかつておりません。

○久保等君 わかつておらなければやむを得ないのですが、話がまたもとにちよつと戻りますけれども、下田テレビ協会の場合には、N H K のほう

でこれに対して共聴しているということで助成をされた経緒もあるようですが、具体的にはどういう程度の助成をやられたのか、ちよつと御説明願いたいと思うのですが。

○参考人(佐野弘吉君) 三十九年かと記憶をいたしておりますが、N H K はこの地域にU H F の開局をいたしましたが、その際このU H F の開局をもつてしても、一部救済し得ない地形難視が出来まして、その地形難視の場所の受信者がこれに加入することによって救済されておる事実がございまして、その関係で一部助成をいたしました。金額は、私はちよつと正確に記憶をいたしておりませんが、百万円だったように記憶をいたしておりま

す。
○久保等君 その当時は加入者何名ぐらいだったでしようかね。わからなければあとでもいいです。

○参考人(佐野弘吉君) 当時の加入者の数は正確に覚えておりませんが、先ほど電波監理局長から御答弁になりましたように、ただいま二千五百の加入者になつておられます。当初の創設時の二百名くらいから年を追うてこれに加入しているというような形で、その辺の数字の推移はちょっと存じております。

○久保等君 それでは電波監理局長のほうにお尋ねをしたいのですが、先ほどちょっとこの下田テレビ協会の場合について質問をしたことに関連して答えられた中に、遠くのいわば業務区域外といいますか、他地域の放送についてあまりこの下田テレビの場合のような形で見ることについては好ましくないといいますか、あまりどうも賛成しないような御答弁だったのですが、それは一体どういう考え方からきているのですか。

○政府委員(石川忠夫君) 先ほどどちらと申し上げましたとおり、放送につきましては、それぞれ東京から出しているテレビの波は関東地方一円、あるいは静岡から出している波を静岡県といふふうに、サービスエリアは一応できておるのでございますが、こういった考え方で、現在のチャンネルプランというものが組まれておるわけでございますが、そういったものに対する区域外送信をするような有線テレビがどしどし行なわれる、こういうことになりますと、ただいま申し上げましたような放送の秩序と申しますか、放送行政の、あるいはチャンネルプランの基礎になつていらる考え方が、それによつて混乱させられてしまう、こういうことでございます。

○久保等君 放送する側から見れば、確かに電波監理局長の言うようなやはり一つの放送秩序といふものを確保する立場から、特定の地域といふものをやはりきめることが必要だと思うし、地域内の放送ということを考えた設備もなけれ

ばならぬだらうし、そういう何といいますか、番組その他も配慮していく必要があると思うのであります。ただ問題は今度、聴視する側の立場から見ますと、流れてくる電波を見ちやいけないのだとうことは一面私は制限することは不可能だと思ふ。またやるべきじゃないと思うのです。したがつて、流れてきた電波をさらにひとつよく鮮明にして見えるよう増幅をするなりして、はつきりした画面としてとらえたい。そのために何か共聴設備なんかをつくるということについては、あまり歓迎しないとかなんとかいうことじやなくして、私は自由であつてしかるべきだと思う。これは電波というものは、やはり国民の利用する立場からものごとを中心と考えるべきだと思う。放送する側と、したがつてそのところは、私はやっぱり同じ秩序といつても、受けるものと送る側とは違つてしかるべきだと思う。したがつて、この下田の場合が一つの既成事実として上がりつつあるのだけれども、このことそのものが少くとも私は東京から流れてくる電波というものが見えるということは当然のことだらうし、さらに向こうへ行けば、土佐あたり——高知あたりでもよく見えるだらうと思うのですよ、ものによつては。だからそれは静岡のほうが何か見えるか知らぬが、とにかく地域的に、日本のよう非常に出入りの多い海岸線なんかの場合には、單に電波行政を預かるあなたの方の立場で始めた業務区域外といつたって、電波はよく見えるだらうと思う。また見たいというのは、私は人間の人情だと思いますよ。それを見ちゃいけないというふうに制限すること自体がこれは不自然でもあるし、同時に私はやるべきじゃない。電波は、利用者の立場、国民の立場からいって、見たい、あるいは聞きたいといつたら、それは私は自由であつてしかるべきだと思う。電波監理局長、どう考えますか、その点は。

○政府委員(石川忠夫君) お話をとおり、聴視者立場に立てば、これはやはり一つでも多く見たこと、これが人情であることは私どもよく承知いと、これが人情であることは私どもよく承知い

たしておりますので、先ほど申し上げました電波行政の立場と、それから受信者の立場、この両者をいかにしたら調節できるか、こういうことで私も悩んでおるところでございます。

○久保等君 私はあまり悩む必要ないとと思うのですがね。その電波を放送する放送側の立場と受け取る国民の立場を、あなた方五分五分にてんびんにかけるから、そういう判断に迷うのだけれども、電波というものは、国民の電波なんだから、国民のためのテレビあるいはラジオという考え方を持つべきだと思うのです。そういう立場からものごとを考えていくならば、たまたまある程度地の利を得ておつて、遠くにあっても東京の電波が入つてくる。しかしもうちょっと進んでよくさらを見られるようにしてみたいという欲望を、あまり君たち見ちやいかぬのかとか、あるいは民間放送の立場であつてはならぬと思うのです。あくまで

も、国民のプラスになるからぬかという立場で

思います。受信者の側に立つて申しますと当然全部見えるようにしたい、こういう当然強い希望が

あります。一つ例をあげますけれども、長野県の三輪共聴テレビ組合というものが、郵政省のほうから出してもらつた資料によりますと、ことしの一月十六日に共聴を開始したと、いうことになつてゐる。また見たいというのは、私は人間の人情だと

思うのですよ。それを見ちゃいけないというふうにしても考えられます。いざれにしても現

在そういう三輪共聴テレビ組合というものがついて、いわば聴視者の人たちが自主的に組合をつ

くつて、わずかの数の四十名か四十五名程度のよ

うですが、東京のやはり民間放送の番組を見たい

こと、去年あたりからやつておつたんじやないかと

いうふうにも考えられます。いざれにしても現

在そういう三輪共聴テレビ組合といふのがついて、いわば聴視者的人たちが自主的に組合をつ

くつて、わざかの数の四十名か四十五名程度のよ

うですが、東京のやはり民間放送の番組を見たい

こと、地元では非常に心配しておられるよう

くらいで打ち切られて見られなくなるんだといふ

こと、これが本末転倒だと思う。そこらのところ

さつきも私はお話しのように、見てもらいたくない

んだといつて、何が今月一ぱい

話聞いたことがあるんですが、こういうものに

ね。そこあたりをもう少しきちつと割り切れる

と思うのですけれども。もちろん個々の問題、一

つ一つデリケートな問題があることはわかります

がね。しかしあなた方の考え方でいけば、区域外

はとにかく電波は原則として認めたくないとい

うことになると思う。そういうことでは私はいかぬ

と思う。そういう消極的といふか、制約的な考

え方で、国民のための電波というものを制約すべき

じやない。そう思うのですが、郵政大臣からひ

つお答えを願います、電波監理局長はだいぶ悩んで

いるから。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もその点が問題だと

思います。受信者の側に立つて申しますと当然全

部見えるようにしたい、こういう当然強い希望が

あります。一つ例をあげますけれども、長野県の三

輪共聴テレビ組合というものが、郵政省のほうか

ら出してもらつた資料によりますと、ことしの一

月十六日に共聴を開始したと、いうことになつて

いる。また見たいというのは、私は人間の人情だと

思うのですよ。それを見ちゃいけないというふうに

しておるなら問題にならぬかもしれないけれども、

それでも、私が話を聞いているところによる

最近のよう民间放送が非常に数が多くなつてくると

いうと、あるいは放送秩序といふものは、同じ民

間放送についても、電波行政を預かる立場から公

平を期していかなければならない。そういう立場

からいつて、私は技術的な問題が若干あるかもし

べれないので、とにかくそういう問題を主にし

て考えていけば、放送区域といふものを設けたり

していけるのですけれども、それを逆に国民の側に

からいつて、私は強制的に押しつけるということは、

これに對してどうもあまり郵政省のほうでは、

さつきも私はお話しのように、見てもらいたくない

んだといつて、何が今月一ぱい

話聞いたことがあるんですが、こういうものに

ね。そこあたりをもう少しきちつと割り切れる

と思うのですけれども。もちろん個々の問題、一

つ一つデリケートな問題があることはわかります

がね。しかしあなた方の考え方でいけば、区域外

はとにかく電波は原則として認めたくないとい

うことになると思う。そういうことでは私はいかぬ

と思う。そういう消極的といふか、制約的な考

え方で、国民のための電波というものを制約すべき

じやない。そう思うのですが、郵政大臣からひ

つお答えを願います、電波監理局長はだいぶ悩んで

いるから。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もその点が問題だと

思います。受信者の側に立つて申しますと当然全

部見えるようにしたい、こういう当然強い希望が

あります。一つ例をあげますけれども、長野県の三

輪共聴テレビ組合というものが、郵政省のほうか

ら出してもらつた資料によりますと、ことしの一

月十六日に共聴を開始したと、いうことになつて

いる。また見たいというのは、私は人間の人情だと

思うのですよ。それを見ちゃいけないというふうに

しておるなら問題にならぬかもしれないけれども、

それでも、私が話を聞いているところによる

最近のよう民间放送が非常に数が多くなつてくると

いうと、あるいは放送秩序といふものは、同じ民

間放送についても、電波行政を預かる立場から公

平を期していかなければならない。そういう立場

からいつて、私は強制的に押しつけるということは、

これに對してどうもあまり郵政省のほうでは、

さつきも私はお話しのように、見てもらいたくない

んだといつて、何が今月一ぱい

話聞いたことがあるんですが、こういうものに

ね。そこあたりをもう少しきちつと割り切れる

と思うのですけれども。もちろん個々の問題、一

つ一つデリケートな問題があることはわかります

がね。しかしあなた方の考え方でいけば、区域外

はとにかく電波は原則として認めたくないとい

うことになると思う。そういうことでは私はいかぬ

と思う。そういう消極的といふか、制約的な考

え方で、国民のための電波というものを制約すべき

じやない。そう思うのですが、郵政大臣からひ

つお答えを願います、電波監理局長はだいぶ悩んで

いるから。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もその点が問題だと

思います。受信者の側に立つて申しますと当然全

部見えるようにしたい、こういう当然強い希望が

あります。一つ例をあげますけれども、長野県の三

輪共聴テレビ組合というものが、郵政省のほうか

ら出してもらつた資料によりますと、ことしの一

月十六日に共聴を開始したと、いうことになつて

いる。また見たいというのは、私は人間の人情だと

思うのですよ。それを見ちゃいけないというふうに

しておるなら問題にならぬかもしれないけれども、

それでも、私が話を聞いているところによる

最近のよう民间放送が非常に数が多くなつてくると

いうと、あるいは放送秩序といふものは、同じ民

間放送についても、電波行政を預かる立場から公

平を期していかなければならない。そういう立場

からいつて、私は強制的に押しつけるということは、

これに對してどうもあまり郵政省のほうでは、

さつきも私はお話しのように、見てもらいたくない

んだといつて、何が今月一ぱい

話聞いたことがあるんですが、こういうものに

ね。そこあたりをもう少しきちつと割り切れる

と思うのですけれども。もちろん個々の問題、一

つ一つデリケートな問題があることはわかります

がね。しかしあなた方の考え方でいけば、区域外

はとにかく電波は原則として認めたくないとい

うことになると思う。そういうことでは私はいかぬ

と思う。そういう消極的といふか、制約的な考

え方で、国民のための電波というものを制約すべき

じやない。そう思うのですが、郵政大臣からひ

つお答えを願います、電波監理局長はだいぶ悩んで

いるから。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もその点が問題だと

思います。受信者の側に立つて申しますと当然全

部見えるようにしたい、こういう当然強い希望が

あります。一つ例をあげますけれども、長野県の三

輪共聴テレビ組合というものが、郵政省のほうか

ら出してもらつた資料によりますと、ことしの一

月十六日に共聴を開始したと、いうことになつて

いる。また見たいというのは、私は人間の人情だと

思うのですよ。それを見ちゃいけないというふうに

しておるなら問題にならぬかもしれないけれども、

それでも、私が話を聞いているところによる

最近のよう民间放送が非常に数が多くなつてくると

いうと、あるいは放送秩序といふものは、同じ民

間放送についても、電波行政を預かる立場から公

平を期していかなければならない。そういう立場

からいつて、私は強制的に押しつけるということは、

これに對してどうもあまり郵政省のほうでは、さつきも私はお話しのように、見てもらいたくないんだといつて、何が今月一ぱい話聞いたことがあるんですが、こういうものにね。そこあたりをもう少しきちつと割り切れると思うのですけれども。もちろん個々の問題、一つ一つデリケートな問題があることはわかります

がね。しかしあなた方の考え方でいけば、区域外はとにかく電波は原則として認めたくないということになると思う。そういうことでは私はいかぬと思う。そういう消極的といふか、制約的な考

え方で、国民のための電波というものを制約すべきじやない。そう思うのですが、郵政大臣からひ

つお答えを願います、電波監理局長はだいぶ悩んで

いるから。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もその点が問題だと

思います。受信者の側に立つて申しますと当然全

部見えるようにしたい、こういう当然強い希望が

あります。一つ例をあげますけれども、長野県の三

輪共聴テレビ組合というものが、郵政省のほうか

ら出してもらつた資料によりますと、ことしの一

月十六日に共聴を開始したと、いうことになつて

いる。また見たいというのは、私は人間の人情だと

思うのですよ。それを見ちゃいけないというふうに

しておるなら問題にならぬかもしれないけれども、

それでも、私が話を聞いているところによる

最近のよう民间放送が非常に数が多くなつてくると

いうと、あるいは放送秩序といふものは、同じ民

間放送についても、電波行政を預かる立場から公

平を期していかなければならない。そういう立場

からいつて、私は強制的に押しつけるということは、

これに對してどうもあまり郵政省のほうでは、さつきも私はお話しのように、見てもらいたくない

んだといつて、何が今月一ぱい話聞いたことがあるんですが、こういうものにね。そこあたりをもう少しきちつと割り切れる

と思うのですけれども。もちろん個々の問題、一つ一つデリケートな問題があることはわかります

がね。しかしあなた方の考え方でいけば、区域外はとにかく電波は原則として認めたくない

ことになると思う。そういうことでは私はいかぬ

と思う。そういう消極的といふか、制約的な考

え方で、国民のための電波というものを制約すべき

じやない。そう思うのですが、郵政大臣からひ

つお答えを願います、電波監理局長はだいぶ悩んで

いるから。

つべてま、先ほど私が申し上げたように、あるい

か、いま検討しておると、いろいろあります。

ういうところに現行法だけで、何か若干無理をし

レビの増は百四十万ぐらバと初めは予想しておつ

○久保等君 大臣に私のお尋ねしているのは、あくまでも當利とか、それから自主番組を流すといつたような規模のものでないことを前提にお尋ねしてあるのですから、そういう意味で御理解願

は、現実問題としてこういうことも既成事実としましておきたい。たゞ便宜をにがめてやるといふが、もしておきたい。そこで、民間放送のほうでありますから、あまことに同意しなさるなど、いろいろなことを言つたとか、何とかという話を聞くんですけれども、私は言語道断だと思うんです。少なくともその点、現に先ほどちよつと指摘したように、南紀テレビにしる——南紀テレビは別ですけれども——先ほど申し上げた下田テレビの場合なんかは、現実問題としてこういうことも既成事実としまえでなければならぬ。ところが、民間放送のほうでありますから、あまことに同意しなさるなど、いろいろなことを言つたとか、何とかという話を聞くんですけれども、私は言語道断だと思うんです。少なくとも

いたいと思うんですが、結論として、先ほどご私
がいろいろ申し上げましたが、このCATVの問
題を契機にしていろいろな問題が今日考えられる
と思うのです。したがって、先ほど來の問題を含め
て、やはり大臣がただいまお答えになつたような
考え方で、要するに営利を目的としてやるかやら
ないかの問題が一つ、それからさらに企業体が自
主番組を流すか流さないか、それと単なる共聴施

私は、先ほどの大臣のきわめて明快な御答弁で、私の先ほど来の質問のすべてはああいう考え方で処理されればおよそそれは解決できるんじやないかというふうに考えますが、私の質問は、この問題については終わりたいと思っております。次に、NHKの予算の問題について、質問をしてまいりたいと思います。

○参考人 藤賀正信君 四十三年度の予算を御審議いただき、ます際に、料金の立て方を改めまして、普通料金とカラー料金という方法をとりました。わけでございますが、カラー料金につきまして、百四十万初年度として新しい契約者を獲得するという予定で御承認をいただきましてその後発足いたしましたが、その後いろいろ努力をいたしました。

て、しかも大規模に、この場合はしかも自主放送までやるという形でやっている問題もあるんですけれども、そういうことがあるかと思うと、一面においては長野県のいまといったきわめてささやかな公職施設を持つております聴視者に対して、もう三月三十一日で打ち切ってしまう、それはやむを得ないんだというようなことを私は聞くんですが、まことにどうも電波行政、血も涙もないという印象を私は感ずるんですけれども、大臣の先ほどの御答弁からいへば、こういう問題については、むしろできるだけ便宜をはかつてやろうということだとと思うんですが、大臣は、この具体的な問題についてはお聞きになつておらないかもしれないけれども、私は先ほどの大臣の答弁からいへて、当然これに対してもできるだけの便宜をむしろ逆にはかるといううたてまえであろうと思うんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) この長野の問題は私若手は聞き及んでおりますが、現在の段階のように見えないものが集まって見えるようになります。したことであれば、これはけつこうだと思います。ただそれが先ほどもちょっと触れましたように、さらに長野市内全域に広がって、商売として再放送し、自主放送するということになりますと、これはまたおのずから別個の問題になつてしまりますので、そういう場合にはどうしたらい

設、それが若干規模が大きくなってきたって、それこそ私は千になろうが二千になろうが、そんなものはかまわないと思う。そういうたるものとぜひ区別した考え方をもつて扱つていってもらいたいと思うし、またそんないるべきじゃないかと思うんです。そりしないところに、何か非常に、一つの混乱が起きておると思うんです。わずか四十、五十の、ほんとうにお互いに共聴施設をつくつて東京のテレビでも見ようというものを押えてかかる半面においては、営業をやつておつたって何をやつておつたってかまわない、自主番組そのものを流してもかまわないんだ、それをたとえば同一構内であればとかいうようなものの考え方では、まあ先ほど来申し上げるように、今日の電波行政というものが時代に即応した形で運営することは私はできないと思うんです。したがつて、繰り返してはなはだくどいようですがれども、やはり商業を目的としてやつておるのかどうか、それからまた自主番組そのものをまた流すのか流さないのか、要するに途中で、流れてくる電波に操作を加えてストップさせたり、あるいはまた特別なものを持入してみたりやるような自主番組あるいは商業を目的としてやるとか、そういう問題と、一般の国民ができるだけひとつ電波をはつきり見たいというものに対しても扱い方といふのは、法制度の面で、もう少しはつきりすべきだと思う。そ

初年度ですけれども、ほんとこどこしももう終わ
ろうとしているんですけども、料金改定をやつ
たことしの一年の、最終的な結論はもちろん出て
おらないと思いますけれども、おおよそ本年度の
アウトラインは、結論が出かかつておるんじやな
いかと思うんですけども、どういう大体お見通
しでおられるかお尋ねしたいと思うんですが、去
年といいますが、ことしの予算の審議をする場合
に、当時いろいろ説明がなされて、第三次五カ年
計画といいますか——NHKの場合は五カ年計画
というのではないで、五カ年構想、長期構想程度だ
というお話を本年度の予算の説明の際には伺った
記憶があるのですが、当時、例の今日の普通料金
になっております三百十五円、それまでは三百三
十円だったのが十五円値下げをした、したがつ
て、収支の面からいえば当初の予定よりも若干不
足をするというような御説明も、ちょうど去年の
いまごろでしたか御説明があつたように記憶をい
たしております。当時の予想だと、本年度約三十一
八億程度でしたか収入不足になるので、それに対
していろいろと努力をして穴埋めをしていきたい
というお話があつたのですけれども、実際やって
みたことしの実績と、いうものは、どういうことに
なってきておりますか。一般の委員会で御説明が
あつたところによりますと、四十三年度カラーテ

結果、現在のところではこの三月末までに百六十万の達成が可能だというふうに見込んでおります。これによりまして、おおよそ本年度には受信料の增收が約四億円というふうに現在推定をいたしておりますところでございます。

予算の執行状況につきましては、ほぼ全体といたしましては御承認をいただきましたところで進行いたしましたが、この四億円につきましては、ただいまのところではこのうちから一部を職員の企業努力によりまして特別の給与に回しまして、なお直接の契約収納の手数料等の経費を差し引きました残額につきましては、約二億円を借り入れ金の返還に回したい、こういうような予想で決算を迎えるとしておる状況でございます。

○久保等君 若干話を蒸し返すようになつてなんですねけれども、昨年というか、本年度からラジオ料金の廃止を実行されたのですけれども、この問題について、当時から私も非常に一つの割り切れないものを感じておつたのですけれども、現在N H K がやはり担当しておられるラジオとテレビ——テレビの中にはもちろんカラーテレビを含めての話なんですけれども、テレビとラジオと大きく二つに分けた場合に、ラジオの一体放送全体の中で占める経費の割合というものはおおよそどの程度になりますか。これは私は、いずれできるだけ詳細な資料をつくってお出し願いたいと思つ

ているのですが、これは何も来年度の予算の審議に関連してお願いするんじやなくて、今後の問題として、ひとつできるだけ詳細な資料を出していただきたいと思っていてるのですが、当然、局舎なら局舎一つとつてみましても、これが一体ラジオ局とテレビとどういう割合になるかといつても簡単になかなか出てこないと思うのですが、しかし、そういうものもできればひとつ分析をしてもらつて出してもらいたい。それから機械設備についてももちろんですし、機械設備ということになるとテレビは、減価償却なり、あるいはまた新しく年度で購入した機械設備というようなことにもなりましようとするのですが、そういうようなことを含め、もちろん番組、人件費その他は別にして、あまり精細なことを要求すると、これまたたしからんかもしませんが、ある程度の何千万円程度のところぐらいで打ち切つてもいいのですけれども、とにかくそういうものを将来の問題としてここでお願いしておきたいと思うのです。ところで当面もしお答えできるなら、その割合をお答え願いたいと思うのですが。

的多いようには感するのですが、去年のラジオ料金廃止の問題に関連しての質疑の経過を振り返ってみると、何かもうほんの数億円程度のラジオ料金を取るのにそれを上回る経費がかかるからやめちまえといったような議論から、ラジオ料金を廃止したようなことに簡単に言えばなつておったのですけれども、そのことは非常に乱暴な議論でもあるし、同時に現状を全く無視したような、私はやっぱり議論だと思うのです。一割五分、百二十億かけで經營しておる企業体を考えた場合に、ただにしてようという議論はちょっと出てこないと思うのですがね。したがつて、当時この問題だけに関するなら、きわめて私どもも非理論的で納得できない気持ちだったのですが、さらに明年度予算の中では、建設費なんかを見ると、これはFM問題に関連しての建設費などは非常に増高してきてますね。したがつて、一体ラジオ料金の問題については、去年じゃなくて、本年度の予算の中で初めて廃止をするということで決定をしたのだけれども、確かにまたフジオの料金問題について、何か考えていかなければならぬじやないかというようなことがある上うに思うのですけれども、その点N.H.K.のほうでは、どうお考えになつておりますか。

その他に従つて、また從来の考え方方に立脚して、たとえばテレビの料金等につきましても、普通料金、白黒料金とカラー料金というようになっておるわけですが、そういう意味では、数年来FM放送の実験が行なわれるという段階から今日に至るまで、本年度予算の編成との関連においても、私どもとしては、ラジオ料金というものを特設する考え方方は持つておりますけれども、F.M放送については、当委員会等においては、むしろ別に考えたらどうかという御意見も承ることをはつきりと記憶しておりますけれども、私どもとしては、今後もできるだけ聴視者の負担を軽減するという意味で、これに特別の料金を加算するという考え方方は持つおりません。

この際、先ほど志賀専務が説明した問題と関連をして、社会的要請で、一般物価が非常に上がるという際に、聴視料の収入という面から見て、実はラジオ単設料金を無料にすべしという意見が非常に強く起つたわけでございます。そういう収入という面から考えますと、今年度予算審議の際に、ラジオ単設料金の総収入は、當時、カーラジオも含めて、大体七億前後と記憶しております。ただ、カーラジオが非常にふえるであろうという見地においては、これが十二億をこえる段階がくるということも一面はつきりいたしております。た。そういう意味では、理論的に割り切れない面があるということについては、私どもとしても、一応負担の公平性という点からいって、多少の問題点があるということを、私どももそういう考え方方を持つてることを申し述べたともござります。

ただ、今日のN.H.Kの経営の中で、これらの問題は、すべて解消するというたてまえで実は長期構想を固めたわけでございまして、その点から言えども、将来のFMの発展、あるいはこれと関連して、たとえば中波とFM放送の性格を明らかにしまする、あるいは中波の第一、第二の性格を明らかにするという問題も、具体的になりつつあるわけですが、あります、その点に關して申し上げるならば、たとえば、中波第二放送の大電力化——これは御

審議いただいたおる予算では、明年度秋田を大電化する。これにも、數千万円の問題でなくして、二億から三億ぐらいの金が予定されるわけござります。しかしながら、結論的に申し上げるならば、それらの一切の問題を乗り越えて料金制度の改定について御賛同をいただき、われわれとしては、これらのすべての問題を乗り越えて経営の安定をはかるためには、カラー料金の契約の強化ということが、当面経営の面から言えれば、率直に申し上げて、絶対に必要なことでござります。したがいまして、年度計画としては、明年度百四十万件を考へたわけでございますが、諸般の事情を考え、ことに明年度予算の通過に際して、衆議院等においても経営の安定化をはかれという一項もございまして、私どもいたしましては、経営努力をいたしまして、百四十万件を百六十万件に引き上げていくという考え方で努力したわけでござります。こういう観点から申述べましたが、私どもとしては、将来にわたっても、少なくとも長期構想の期間においては、あらゆる困難を克服しながら、総合経営という点に立つてラジオ料金の問題は、FM料金も含めて、特別に設定するという考え方を持ております。

○久保等君 私の質問で誤解があつても困るのですが、だから、私は、何もラジオ料金をさらに取つて、現在の総体的な料金にプラスしてもう少し値上げしたらどうかなどと議論しているわけではなく全然ないんでして、別個に例のカラー一百五十円を月額追加して取つておりますから、総体的にはいま会長の言われたようなことで、経営全体から見れば、とにかく当面の長期構想をさらに具体的に計画化して実行していくこうということでやつておられるのですから、これで問題はないと思うのです。ただ問題は、料金そのものに確たる根拠なり合理性といふものがやつぱり一面においてなきやならぬと思うのです。ところが、残念ながら、昨年のいまごろ論議をしておつたように、現行の三百十五円に切り下げる、それから片やラジオ料金を廃止し、そうしてまたカラーのほうは五百五十円

の追加をするというようなやり方そのもの——い
ま若干その点については、会長みずからも必ずし
も理論的でなかったということを認められておる
ところですが、やっぱり料金というものを設定する
ときには、聴視者に理論的に納得してもらえる性
質のものでなければならぬ。金額が総体的に「ラ
ス・マイナス・ゼロ」で合っていればいいんだとい
うことだけではなく、その根拠というものはできるだけ
明確な根拠でなければならぬと思うのです。会長
の言われる長期構想をこれから実行するに当たつ
て、経費の面ではもちろん間に合うし、何とか
やっていかなければならぬということは当然で
す。むしろ、その全体の経費の面から言うなら
ば、国会でも前々から指摘されておるようだ、力
率一テレビの増加することについての見通しが若
干あまいじやないかというような話も出ておるく
らいなんですが、私は、全体の財政的な面で非常
に苦しいのじやないかという立場から質問してい
るのじやありません。しかし、料金そのものは、
その中身として、もう少し理論的に納得のできる
筋合いのものでなければならぬのじやないだろ
うかという立場から質問をしたんです。しかしま
あ、料金改定をやつて本年度は初年度でいまそれ
を実行しているところですから、そのことについ
て、いま直ちにどういうといってみても始まらな
いですから、私はそのことはあまり多くを触れよ
うと思いませんが、ただしかし、一つの反省とし
て、今後の料金問題を扱う場合には、もう少し合
理的な明確な根拠を持った料金というものを設定
すべきだということだけは、初年度を迎えるま
で終わらうとするときに当たつて、私は一言申
し上げておきたいと思うのです。そうしないで
はり中身が納得できないものであつたなら、これ
はやっぱり困ると思うのです。したがつて、現在
の郵政大臣はそんなことをお考えになつておらな

いと思いますから、私は、もう質問することをやめますけれども、そういう点をひとつ現行料金設定に当たっての反省として——まあわれわれがこれを国会で通したという立場から言えれば、責任を感じていますから、別にNHKの会長だけを責めようとは思いませんけれども、やはりそこらのところを、今後料金問題を考えるときに、もう少し合理的な科学的な根拠というものを持ったそういう考え方でなければならぬということをひとつお考え願いたいと思うのです。

それから第三次長期構想ということで昨年来前田会長のほうから御説明があつたんですが、いずれ徐々にこれが第三次計画という形で具体化をしていくことにならうと思いますし、またなりつつあるんだろうと思いませんけれども、第三次五ヵ年計画というか、第三次長期計画といいますか、そういうふたつのようなものについては、前田会長はできればいつごろまでにひとつ固めてみたいという気持ちを持つておられるのかどうか。すでに本年度、初年度はまあほとんど終わつたといつてもいいような時期になつてますが、もちろん電波の割り当ての問題その他があつて、電波行政といふものが固まらぬから、NHKという立場からは、計画という形ではつきりしたものを見定することは困難だという御説明だつたんですが、それはもう非常によくわかるんですが、しかし、やはりNHKはNHKの立場で直接仕事を担当しておられるんですねから、希望があつてしまかるべきだし、また計画があつてしまかるべきだと思うんですが、長期構想から長期計画というもののにつつ移行といつちや少しかた苦しいんですけれども、そこらあたりの構想というものはどういう形で固まりつあるんですか、お伺いしたいと思います。

○参考人(前田義徳君) これについては、御指摘のとおり私どものたまえは、特に、具体的に申し上げればFMなりUHFなりの最終国策の決定がNHKにどういう影響を与えるか、またNHKとどうして、これらの波と関連して当然しなければならない仕事をどのように理解していくだけかとい

う点がまず不明であります。
それから、第二は最も大きな問題は、ただいま御質問をいただいた料金と収入の関係でありまして、今年度も実際は前回どおりの料金制度であれば、百四十万のカラーが百六十万になったたといふ点を除けば、やはり総体的には三十数億の赤字になるわけです。先ほど志賀専務からカラーの二十万の増は四億程度であるという御説明を申し上げましたが、それを差し引いても、大体三十一億ぐらいいの赤字になるわけです。先ほど申し上げたラジオ料金がゼロになつておりますし、白黒が百五十円の値下げでございます。ですから、かなり経営上も無理があるわけでございます。そういう点を見通しますと、少なくとも長期構想の四年目ぐらいが料金改正以前と比べて、実際上同じような状態になり得るかどうかということに目標をおいております。したがいまして、この二つの点がどういった点から率直に申し上げますと、私どもとしては、明年度予算の実行、したがつて明年度の国との次長期計画という形に切りかえ得るかどうかといふ点の分かれ目になるわけでございます。こういう点から率直に申し上げますと、私どもとして、明年度予算の実行、したがつて明年度の国との政策との関連において最終的なものが出るかどうか。この点については、私は早くても明後年度まではつきりした計画という段階には至らぬだろう。ただ、経営と収入という点から言えば、その意味では明年度の特別の努力を必要とするし、また、N H Kにとつては、最も重要な年度になるであろう、このように考へているわけでございまます。

○参考人 佐野弘吉君 四十二年度におきまして、当時はただいま話に出ておりました契約、甲乙と、いう形態でございましたが、双方合わせまして、応欠損償却額としては四十二年度四億八千万円と相なっております。

○久保等君 いまのは四十二年度のようですが、四十三年度はこれよりもどういうことになりますか、もちろん詳しくわからないと思いますが。

○参考人 佐野弘吉君 まだ正確な数字をはじくまでには至っておりませんが、本年度七百七十三億の受信料収入の総額に対して欠損償却率を一応〇・六%とはじきまして、これの引き当て見込み額を四億六千四百万というふうにいたしておりますが、これはもちろんもつと正確に申しますれば、本年度未収金で残りますものを来年度さらに引き継いで回収をいたすことで、数字はかなり変化をいたすわけでございます。

○久保等君 每年およそいま言われた四、五億程度の欠損金があるようですが、これは件数からすると、どのくらいになりますか、特に四十三年度の場合。

○参考人 佐野弘吉君 件数から申しますと、実は未収という形においては、現在二十四万件ほど未収の件数がござります。ただこれは未払いを払っていただけるのでございますが、現在においては、経済上の問題あるいは常時不在というような形でお支払いがおくれているというようなものが大体十四万件、その他率直に申しまして、不払いに類するものが十万余件ほどでございます。合わせてただいま申し上げた件数でございますが、金額といたしましては大体双方合わせて七億あまりになつておりますし、この七億に対しまして、大体四〇%くらいを四十四年度で引き続き回収をしていくということと、したがつてその四〇%を回収した結果、来年度引き続き努力した結果、四億ないし四億五千万円といふ欠損額の数字に相なつてゐるわけでございます。

○久保等君 いろいろの住居が変わつたりして、全部を集めるということはむずかしい問題だらうと

思うのであります。なお、そうこの問題については十分にくふうをせられて、収納率のよくなる

ように極力御努力を願いたいと願います。

それで予算総則のところでちよつとお尋ねしたいと思いますが、予算総則第二条のところに料金額の記載があるので、十二カ月前納した場合、六カ月前納した場合と、それぞれ金額で表示

をされているのですが、十二カ月前納というと、金額にしてどのくらいの金額になりますか、十二

カ月前納の金額といふのはどのくらいにこの予算案ではありますか。

○参考人(佐野弘吉君) ただいまの御質問は個々の料額でございましょうか。

○久保等君 総額。

○参考人(佐野弘吉君) 総額における前納の割り引き額の問題でございます。

○久保等君 割り引きじやなくて十二カ月前納で納めてもらつておる料金といふものは全額で一体どのぐらいの料金になりますか。何かペーセン

テージでは、全体の六・七%ですか、ぐらいになるようだというんですが、六・七%というと、まあ計算すりやわかるでしょうが、五十億か、そん

なものですか。

○参考人(志賀正信君) 十二カ月につきましては三百十五円を減額をするわけでございます。それから、六カ月につきましてはおよそ半月分とい

うことこの第二条できめておるわけでございますが、四十四年度の予算を編成する際にあたりまして、この割引額として、通常の一ヶ月分ずつ収納する場合の計算から控除いたしましたこの割引

の額は、普通契約につきましては十五億三千六百万、それからカラー契約におきましては四億八千七百万、合わせて二十億二千三百万の割引を計上したことになります。

○久保等君 十二カ月前納分が、全体から見ると、ペーセンテージで言うと六・七%程度を占めるんですか。資料に載つておつたです。

○参考人(志賀正信君) ただいま仰せのとおりに、十二カ月分前納につきましては、六・七%で

ございます。それからなお、六カ月前納につきましては、一五・四%の数字がございます。

○久保等君 そうすると、金額はこの程度で間違いませんか、おおよその子勘定で。——割り引いた金額ですか、先ほどの説明は。

○参考人(志賀正信君) 割引をいたしました金額でございます。減額をいたしました金額でござい

ます。

○久保等君 私の聞いてるのは、逆にあの十一カ月分ですね。したがつて、十二カ月前納とい

う形で納めてくれた人たちの収納金額は全体で幾らになりますかという質問なんです。

○参考人(志賀正信君) おおむね、ただいま申し上げました数字の約十一倍と申しますか——一カ月分を割り引くことになりますので、逆に申し上げますと約十一倍ということになります。それだけ収納いたしまして、先ほど申し上げた金額を割り引くという形になります。

○久保等君 十二カ月前納をされる方が相当おら

れるわけなんですが、私のお聞きしたいと思うのは、六カ月前納も十二カ月前納もたいして金額的にには変わりないですね。恩典というか、割り引く金額というものは十円ぐらい違うだけですから、ほ

とんど同じです。

○参考人(佐野弘吉君) 大かたそのとおりでござ

います。

○参考人(佐野弘吉君) もう少し差があつてもいいんじやないかという感じがするんですが、経営される立場から言うと、十二カ月分を一回に納めてもらうのも、二回に分けて払つてもらうのも大して変わらない

ことです。

○参考人(佐野弘吉君) 私、いまちょっと正確な割引率を記憶いたしておりませんが、たしか一年のほうで言うと七分三厘ぐらいの割引に該当する

かと思いますが、ただ収納上の実態から申しますと、たとえば口座におきましても、まだ毎期払いという方が相当ございまして、これを六カ月なり

ますし、また、収納する側から見まして、やはり一年より、経済上の理由でどうか、半年といいう方のほうが多いわけでございます。

ただいま御報告いたしました割引率につきましては、訂正をさせていただきますが、十二カ月で八・三三%でございます。訂正をいたします。

○久保等君 まあ、きわめてしまうとくさい概算でございます。

○久保等君 早く入るか、おそく入るかという問題を考えた

としても、私は六カ月で前納してもらうよりも十二カ月前納してもらつたほうが、相当経費の面のみならず、利子その他を考えても非常に好ましいこ

とにじやないかと思うのですがね。それを扱い方と

しては、六カ月であると十二カ月であると、ほとんどまあ同じといつてもいいと思うのですが、そういう扱い方をしている点は、若干不合理

じやないです。

○参考人(佐野弘吉君) 六カ月につきましては八・二〇%で、そこに若干の十二カ月分のほうの優遇をはかつております。

○久保等君 若干の優遇という考え方では、金額か

は、六カ月前納も十二カ月前納もたいして金額的には変わらないですね。恩典というか、割り引く金額というものは十円ぐらい違うだけですから、ほ

とんど同じです。

○参考人(佐野弘吉君) 御指摘のとおりに近いよ

うでございまして、少し研究をさせていただきま

す。

○久保等君 いや、だからこまかいことを言って

いるのですけれども、実はやはり相当金額は大きな金額ですよ。十二カ月分として十一カ月分しか納めないわけですけれども、それを六カ月しか

前納されないものとほとんど同じように扱つてい

る現状になることも、これはまあいたし方のないよう

に合つたような比率にいたしますことにつきま

して、一年分の前納割引よりもはるかに低くしな

ければなりません。そういうような面からいよい

う理諭的には矛盾はありますけれども、半年分につきましても、ある程度の割引を見ようといふこ

とが相対で見ますと、わずか十円の差にしかならない。きわめて常識的には御納得のいかないよう

な線になることも、これはまあいたし方のないよう

にございまして、そのような観点から、現在の半年、十二カ月の前納割引の算定をいたしてお

るような次第でござります。

○久保等君 まあ副会長がそういう答弁をされ

ば、なるほどそれも一つの考え方かといふことに

なるのですが、まあ、やはりできれば十二カ月で前納してもらいたいという考え方なら、まあしかしこれが最高限度なんだといえればそれつきりの話だけれども、これから考へると、できるだけひとつ六カ月で前納してくれと、N H Kとしては、そ

ういう考え方だとすればわかるのですけれども、十二カ月で前納してもらうことが非常にやはりN

H Kとしては好ましいし、さらに将来とも大きいに十二ヶ月——一ヵ年分前納してもらいたいという考え方なら、いまの副会長のよつたな答弁では、政治的といつちやおかしいけれども、政策的にはあまりいい率にはなってないと思うのです。要するに、六ヵ月はいまのお話だと非常に優遇されているということになるし、十二ヵ月はまあまあ六ヵ月分を二回納めたと同じようであつたら、金額的には変わらない結果になつていますからね。だから、一体どちらのほうに重点を置いて集金をされようとしているのか、その考え方によつても、もうちょっとと一考を要する点があるのじやないかと思ひます。

○参考人(佐野弘吉君) ごもっともなところもござりますが、何分、前納制度を非常に積極的に勧めましたし、四十三年度も九十万の増加を目指しましたに對しまして、今日現在すでに百二十万をこえるというような非常な成績をおさめております。また来年度百三十万の前納を増加せしめたいということで、四十四年度末には六百数十万の前納に相なるうかと思つております。したがいまして、何百万という受信者を対象に料金選ぶ、あるいは十二ヵ月を選ぶというふうな点では必ずしも十二ヵ月一本というふうにまいりがたいところも実情としてはござります。また別の面から申し上げますと、四十三年度におきましては大体五百万というような、この三月末の前納の総体で十五億からの割り引き額に達しておりまし、先ほど御報告いたしましたように、四十四年度では六百三、四十万の前納をはかるために実に二十億をこえる割り引き額といつ大きな数字になりますので、そういう点を考慮いたしまして、あれこれ勘案してだい今まで御報告したような割り引きの率でやつておるわけでございます。

○久保等君 次に、私経営委員会の運営の問題について若干お尋ねしたいと思うのですが、申し上げるまでもなく、N H Kの経営委員会というもの

は非常に重要な最高議決機関になつておるわけなんですが、国民のそれこそための放送をしてもらつて、若干資料等も御提出を願つてもらつたことについての最高方針等は経営委員会で決定をせられるわけなんです。この経営委員会の運営について、若干資料等も御提出を願つてもらつたで、はたして経営委員会といつものが弾力的、しかも機動的に運営されておるかどうか、うといふことについての最高方針等は経営委員会で決してあります。一ヵ月に一日正式の委員会は開かれておるようですが、これは時間にするところと、どのくらいの時間に大体なつておりますか。

○参考人(小野吉郎君) 経営委員会といたしましては、毎月一回、その一回は二日をわたつて会議が行なわれておりますが、両日とも午前、午後会議をいたしますので、時間的に申しますと十五時間近くにならうかと思います。

○久保等君 地方からおいでになる方が大せいおられるわけですから、一泊されて二日間、要するに、定例経営委員会を毎月お開きになつておるようですが、先ほど申し上げたように、経営委員会の任務といつものは、非常に重要であるし、したがつて、経営委員会にかける案件も非常に多く、それが半年をこえるといつうふうな点で選ぶ、あるいは十二ヵ月を選ぶといつうふうな点では必ずしも十二ヵ月一本といつうふうにまいりがたいところも実情としてはござります。また別の面から申し上げますと、四十三年度におきましては大体五百万といつような、この三月末の前納の総体で十五億からの割り引き額に達しておりまし、先ほど御報告いたしましたように、四十四年度では六百三、四十万の前納をはかるために実に二十億をこえる割り引き額といつ大きな数字になりますので、そういう点を考慮いたしまして、あれこれ勘案してだい今まで御報告したような割り引きの率でやつておるわけでございます。

○久保等君 次に、私経営委員会の運営の問題について若干お尋ねしたいと思うのですが、申し上げるまでもなく、N H Kの経営委員会といつもの

にも二日、二日とずっと何年間にわたつて毎月一ヶ月だけ二日間、二日間やつてあるよう開催されたで、はたして経営委員会といつものが弾力的に、しかも機動的に運営されておるかどうか、若干疑問なしとしないのですけれども、そのあたりのところはどういうことですか。

○参考人(小野吉郎君) 一応は二日になつておりますけれども、必要があればその他臨時の会合もありますけれども、必要があればその他臨時の会合もございます。さらに、東京に住居を持つておられますけれども、必要があればその他臨時の会合もございます。さらには、東京に住居を持つておられますけれども、必要があればその他臨時の会合もございます。さらには、東京に住居を持つておられますけれども、必要があればその他臨時の会合もございます。

○参考人(小野吉郎君) これは経営委員会ではございませんけれども、経営委員会の準備的段階といたしまして、毎月四回ばかりの会合をもつていろいろ勉強しておられます。その間には私どもその他理事、局長、そういったところからいろいろな説明もこまかく聴取されまして、それによって経営委員会としてるべき判断を十分に練つておられるという状況になつておるわけでございます。特に、予算関係とかあるいは決算の関係等につきましては、ただ定例の一回の二日の会議で問題が決着するわけではございませんので、たとえてみますと、ただいま御審議をいただいております予算につきましては、十一月、十二月、一月とそれぞれ三回の定例の会議におきまして、非常に掘り下げた御審議をいただき、結局そいつた回を重ねまして一月の段階でやつと最終的な結論を得るといつうような状況でござります。

○参考人(小野吉郎君) いわゆる論議をせられたり、報告をお聞きになつたりされるとして、なかなか内容としては充実をした経営委員会になつておるはずだと思われるのですが、ただ毎月二日こう二日間二日間といつうことで、ここ二年ばかりの経営委員会の開催日は、予算事業計画、資金計画等につきましては、そのもとをなしますいろいろな事業計画の細部にわたりましては、毎月の定例会議でそれぞれいろいろな置局問題、カラーラーの問題その他いろいろな問題につきまして、詳細な御審議をいただいておりました。特に四十四年度予算は、提案理由でも補足でも会長から御説明を申し上げましたように、長期構想の路線に沿つての予算でありますので、これまで会長から御説明をいたしましたように、长期構想の、予算の基本になります長期構想等につきましては、四十二年の秋ごろから何回も回を重ねまして、その構想の細部にわたつてのいろいろな検討を加えてまいりておられ、そういうこと

を積み重ねましてでき上がりました四十四年度分の構想の計画化、予算化、この問題につきましても、先ほど申し上げたように十一月、十二月、一月の三回の定例会におきまして、慎重な御審議をいただいておるような次第でございます。

○久保等君 いまの御説明で臨時に開かれたようなお話もあつたのですが、経営委員会臨時に開きになつたことあるのですか、この定例日以外に。

○参考人(小野吉郎君) この予算の問題につきましては、特にございませんけれども、定例会を何回も重ねておりますので、特に臨時に近くにはございませんが過去の例を申し上げますと、今月の十二日には、定例の二十二日、二十三日の会議に先立ちまして、十二日に定例の会議を開かれまして、四十三年度収支予算編成の要綱についての御審議をいたしております。

○参考人(小野吉郎君) 今月臨時の経営委員会をお開きになつたという話なんですが、手元の資料によりますと、ずっとおととしの四月からずつと開催日を出してもらっておるんですが、その中に一回も臨時に開かれておらないんです、じや、今月入つて初めてここ数年来臨時の経営委員会開かれたと

おられる、あるいは出席を求められる場合には、当然この会合に参加しておられます。それから、正式経営委員会でない経営委員さんだけの会合、これはきわめてひんぱんにござりますて、たとえば昨年の夏以来、私が記憶していただけでも数回ござります。場所は、必ずしもNHKの建物の中ということもございません。それからまた経営委員会自体がNHKの問題でわれわれの出席を求める会合を持ちました。さらに私と経営委員長及び代行の会合も特別に毎月一回開いておりまして、経営委員長及び経営委員長代行から種々の質問、積極的な質問をいただいております。そういう意味ではおそらくこの資料は、いわゆる経営委員会が決定して、われわれも参加した、その正式と申しますか、放送法の形式に合った経営委員会の回数を記載しているのではないかと、このように感じます。

○参考人(小野吉郎君) 正式でございます。全員でござります。

○久保等君 全員ですか。それは去年の四月ですか。

○参考人(小野吉郎君) そうです。

○久保等君 まあ、この資料には載っていないんですが、まあいずれそれじや経営委員会の開催状況について、これはもちろん臨時も定期も、そういうこと区別なく書いてもらうことになつていて、資料なんですねけれども、そういうふたつの抜けているふたつは、もう一ぺんひとつ経営委員会の開催状況についての資料、四十二年から三年、それから最近までにわかつてひとつ再提出をお願いしたいと思うんです。

で、私の申し上げたいのは、もちろん経営委員

の皆さんにも大いに勉強してもらわなきやならぬと思うし、したがって、経営委員が隨時お出かけになつていろいろ調べられたり、あるいはまた状況をこちらになつたりするのは、これは当然のことだと思いますよ。それはもう経営委員も、單に一ヵ月に一、二回出てきてその会議に列席する程度では、とても高邁な方針を経営委員として私は発表することは不可能だと思います。したがって、日常そういう行動をやられることは当然だと思いますが、少なくとも放送法に規定せられている経営委員会の開催というものは、正式の経営委員会ですし、重要な案件等を審議もしたり報告も聞く会議だと思うのですが、そこで、したがつてけんけんがくがくの議論が出ることも当然のことだと思うのですが、それがどの程度機能を果たすかどうかということは、非常に重要な問題だと思います。若干どうもこの資料なり、先ほど御説明を聞いていても、これはむしろ経営委員会に直接お話を聞いたほうが適當かもしらぬですけれども、もう少し何というか知能的に、さらには機能的に、経営委員会というものは開かれているようになりますが、側面的に、そういう状況をつくつしていくべきだと、私は思います。

○参考人(小野吉郎君) そういった事態はできるだけ避けよう的な努力をいたしておりますし、また経営委員のほうでも、いろんなそういう面につきましては、採決によつて相対立するような問題につきましては、後日にその結論を延ばされるというようなこともありますて、たとえば放送センターの建設の計画等についても、かなり予定よりもおくれてまいりておりますけれども、ああいつた面につきましても、そういったような審査の結果、当初の計画をかなり縮小いたし、あるいはただいま問題になつておりますこれから第三期構想等につきましても、当初からそういう計画をわれわれとしては持つておつたわけでございますけれども、そういった面については、一時これを将来に延期しなければならぬというようなことも起きてまいつておるわけでございまますし、また認められた範囲内におきましても、当初の規模を縮小して、第二期工事を行なうとかというようなことも起きております。その他いろいろ受信料の改定問題につきましても、いろんな御意見もあつたわけでございまして、そういった面につきまして、会長としても發言上、そういう事情も考慮しながら、当委員会でも昨年の料金改訂の際には貌変したのだと、こういうおことばも使わなければならぬ程度に、経営委員会の中でもきわめて重要な問題でありますので、慎重な審議が尽くされましたことは事実でござります。

○久保等君 私は、だからここの放送法の中にもはつきりと規定があるように、第二十三条に議決の方法として、過半数で決定するというような規定もありますしね、重要な問題について大いに議論を戦わせて、結局最後は採決できめるということも当然あつてかかるべきだと思うのですよ。むしろ何でもかんでも全会一致になるというようなことは、必ずしも実態をあらわしておるという形にはなつていいと思うのです。まあ意見が違うということは、当然だし、よくわかつていないから意見が分かれるということでは困るのでけれども、よくわかつていて、なおかつ意見が合わない

というか、一致しないという場合も十分考えられることですし、そのことは決して好ましくないということは言えないと思うのです。多数によつて決定するということは堂々とやられてけつこうだと思うのです。むしろ逆に、あまりまあ主義で、どうも納得できないけれども大せいがそういうらしいやということであいまいにされて、満場一致できめられるという形のほうがむしろ私はいないと思うのです。むしろ少数意見であつても十分聞くべき意見があると思いますし、むしろ経営委員会の中では、少数意見であるかもしれないが、外、国民に聞かせれば、国民は少数意見のほうに賛成だという場合も十分あり得ることですから、これも会長、副会長に言うべきことではないから、かかるべき機会に経営委員会の皆さんに御出席を願う機会をつくりながら、経営委員会の中で使命を十分に果たしてもらいたいと思っておりますし、まあ理事者の立場からいえば、あまり経営委員会といらうのはそう活発にやらぬほうがいいんだということにもなるかも知れないと思うんですが、私は先ほど来言つておるよう、やつぱり電波、特に放送という問題を担当せられる理事者の方々に対しても大いにひとつ活発な意見が経営委員会の中から出てくるということは当然あつてしかるべきだと思うし、理事者の御説明を聞いて、まあ大体それについて満場一致できるというふうに形式的な形の運営は好ましくないと申し上げましたように、経営委員会の活発な運営について理事会側のほうでも十分にひとつ御配意をお願いしたいと思います。まあ先ほどちょっと申し上げましたように、経営委員会の開催状況等については、ひとつ二年間のできるだけ詳しいといつたって、中身の問題についてはあまり詳しく御報告を願う必要もないでしようけれども、臨時に開かれておるのであれば、当然お書き願つて、そういう中でどういうことが一inci——おとしの中には、中身は書いてございませんから、そういう

うことをひとつ含めてお出しを願いたいと思いま
す。それじゃ、経営委員会の問題については以上
でもって終わります。

郵政大臣のほうにお伺いしたいと思うんですが、予算総則の第十二条に、研究調査の問題が記載されておりますが、その中に、予算総則の十二

条は「業務に関連ある調査研究に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に関係ある経費の支出に充てることができる。」というふうになっているんですが、郵政省のほうからNHKに対して業務に関連ある調査研究を命じたことは今までありますか、ありませんか。

○政府委員(石川忠夫君) 今までのところございません。

○久保等君 「ございませんか。今までかつて発

動せられたこと一発動といつちやちよつと大げさですが、この予算総則によつて、したがつて、交付金補助金が交付せられたことはないといふことになるんですけれども、毎年毎年この十二条予算総則でこういう形で出てきているんですけれども、あまり必要ありませんか。この調査研究をNHKに委嘱をしなければならぬ、やらせるというような問題は考えられませんか。

ういう項目といふことが思いつきませんけれども、今後あるいは宇宙関係の問題だと出てくるかもしれませんので、そういったあれに備えるという意味でこの十二条があるんだろうと考えます。

○久保等君　ＮＨＫのほうにお尋ねしますが、毎年毎年まあこういうものが書かれてあるんですねけれども、もちろんある程度期待というか、予想と、いうか、そういうことを考へながら、この手でどう

ひとつで積極的にこういった方面の調査なり研究なりをNHKとしてはやってみたい、あるいはまたそれに対する受け入れ体制といいますか、即応できるような体制はあるんですか。こういうこともひょっとしたらあるかわからぬから書いておけと

いうことで、毎年書いてあるものだから、あまりこれが実際に適用せられるというような事態が今までなかつたということでしょうか。若干考え

方をお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

なる御希望にも応じ得る体制は整っております。この予算総則の問題は、同時にこれは放送法の中に郵政大臣が研究を命令するという条項がござりますので、それを受け、そういうこともありますので、それを前提としてこの総則の中にこの表現が含まれておるわけでございます。

○久保等君 郵政省としては、電波研究所等も直接持っておりますですから、技術的な問題の研究等についてはいわば自分のところで直接やれるところについてはいわば自分のところで直接やれるところ

いうことはなっていませんけれども、しかし、なかなか今日研究しようと思えばいろいろ問題があり過ぎるほどあるような時代ですからね、せっかくNHK 자체もいまの会長のようなお話をもありましたし、できれば有機的に郵政省の電波研究所はもちろんですけれども、こういう関連といいますか、NHKの研究機関なり調査機関等も有効に積極的に活用するということがあつてしかるべきだと思つておる。つまり現況にあつてこう

に、今までかつてそういう前例がない、やつたことがない、頼んだことがない、命じたことがないということも少し法律もそういう法律になつてゐるし、せつかくこういう緒則もありながらいつも死文化してしまつておると、いふことでもどうか

○政府委員(石川忠夫君) 今後お話をとおり、放
長。と思うんですが、その点どうですか、電波監理局

○久保等君 じゃ、次に移つて教育放送の問題について、この、間新谷委員のほうからもいろいろ御質問があつたようですが、私はきわめて限られました点についてお聞きしたいと思うんですが、資料をやはりこれもらつております。教育放送の問題

題について、学校に協力を頼んで放送をやつて効果をあげてきておられるようですが、学園、高校の協力校に対して協力費等の支出も行つているよ

うですが、この金額は総体で三億一千万円余りの金額が計上せられております。これの内訳といいますか、どういう形でこれを使う予定ですか。中

身を少しNHKのほうから御説明願いたいと思うんです。
○参考人(川上行蔵君) これは各学校に、NHK
に在籍しながら、しかも遠いので東京のNHKの
本校に出られない、そういう生徒さん方が、それ
ぞれ各县におよそ合わせますと七十五校ほど協力
委嘱校がございます。その協力委嘱校というのには
実際それぞれ通信教育をしておられる学校でござ
いますが、そこそこ本来のその学校の生徒にあわせ

まして、NHKに在籍しておられる生徒さんがそこで指導を受けるという形でいろいろな経費を出しておるたとえば設備の管理費用とかあるいは運営費用とか、あるいはその指導に当たる先生のお札とかあるいはいろんな学校としての遠足とか、行事とか、そういうこともありますので、それらをやはり同じようく扱ってもらうというような立場で、自分の金を出して、一校当たり平均五、六千円、二、三万円を頂いておるだけ

十五万円といふ金額を差し引いてあるわけ
であります。

○参考人(川上行蔵君) ちょっと、いま失礼いたしました、御質問の趣旨がよくつかめませんでし
たので、もう一度。

○久保等 答ては一枚当たり五十五万円ずつになるというお話だったですが、そのことは各学校に、この三億一千万円というのは総額ですね、各学校に全部配分してしまう金額だけですか。

なつております。
○久保等君 そうすると、その残余のものはどう
いう形で使われますか。

○参考人(志賀正信君) 最初に助成金の内訳とい
う御質問がございましたので、それの助成金のき
め方につきまして、ちょっと先に御説明いたして

おきたいと思います。およそこの学園の年間の事業計画を勘案いたしまして、たとえば四十四年一度で申し上げますと総額三億六千九百九十五万八千円の経費を予算として提出をいたしてきます。これに対しまして、学務収入と申しますて、生徒から徴収をする費用が、収入が四千百万円ばかりございます。それから雑収入といたしますて、教科書その他の旗布の手数料など雑収入がございまして、これが約八百万ばかりでございまして、

す。これらを控除いたしました実際には学園を運営いたしてまいりますに必要な残額、差額につきまして、NHKが内容を十分審査検討いたしまして助成金として交付をするという方式をとつております。それが三億一千百万円、先ほど申し述べました三億六千九百万の支出予算に対しまして、三億一千百万円をNHKが助成をいたしております。いまお話を出ておりましたそのうちの協力校です。

の関係につきましては、三億六千九百万円の明年度の学園の総経費の中で四千二百万に当たります
が、これが協力校費として予算を提出してまいつ
ておるものでございます。それにつきましては、
一校当たり五十五万円の割合で予定を立ててお
る、二校、ううござひます。

○久保等君 だからその四千二百万円のお話はわかつたのですが、それを差し引いたあとで、少なとも二億何千万円というものはどういう形にならうか、と考へて、二つほど想ひ出しました。

○参考人(志賀正信君) 四千二百万円につきましては、協力校の関係でございますが、それを含めまして三億六千九百万の学園の一年間の費用の内訳を申し上げますと、まず基本財産費といたしまして事務局用のいろいろな機械器具類の購入費が、

四百万、それから教員並びに事務員の給与として一億七千万を計上いたしてございます。それから学務費といたしまして、添削講師の謝礼あるいは合宿スクーリングの旅費、その他の経費並びに協力校への経費、大体これを含めて一億四千二百万円を学務費として計上いたしております。そのほかに法人費、清掃費等の管理費が五千三百万円ございまして、なお他に予備金を五十万ばかり見込んでおりますが、総額三億六千九百万というような支出予定になつております。

○久保等君 この協力校というのは、ずっと経過的には大体同じくらいになつておりますか。だんだんふえているか。そういう経過を数年間ほどを。ちょっとどういうことになつていますか。

○参考人(川上行蔵君) 大体同じ数でございま

す。二、三、協力校がお断りになつたところもございまます。新しく追加、お願ひできたところもございまます。

○久保等君 時間がだいぶ過ぎておるようですかね、教育放送の問題について一言ちょっととお尋ねしたいと思うのですが、まあ教育放送の問題がだんだん重要視されて、単にNHKのみならず日本の社会教育の立場から教育放送をどう考へるかといふことで、かねがね文部省あたりでも社会教育局でもつて何か審議会等を設けて検討を加えておられるようですが、NHKのほうから学校教育局長といふのですか、NHKのほうからもメンバーにお入りになつて、この審議会が運営されておるようですが、何か近々結論が出るのではないかと、答申の結論が出るのではないかといふように思はれておるようですが、確かにそれはあるようですが、久保等君お尋ねいたしたところでは、そこでは、郵政省からも放送部長が何か入つて、この放送分科会というものが開かれています。そこで決定されて発表される、このように伺つております。

○参考人(川上行蔵君) 先般同いましたところでは、三月二十九日ですか、何か最後の会合があつて、そこで決定されて発表される、このように

定であります。

○久保等君 郵政大臣にお尋ねしたいのですが、こういう画期的な教育放送の問題について、文部省は文部省としていまいつたような形で検討が加えられておるわけですが、もちろん教育放送といふ問題になつてくると、文部省はもちろんでしょ

うが、郵政省自身もこれは非常に重要な一つの役割を果たさなければならぬことですけれども、も

ちろん今日、教育放送の問題については、各方面

から強いいろいろな意見もあり、また関心もある

問題だけに、これをどういう形で具体的に取り上

ります。

○参考人(川上行蔵君) よよそ一年ほど前に、い

まおつしやいました社会教育審議会の中の放送分

科会というのができまして、そこで放送教育ある

いは通信教育、そういう関係者、そのほか郵政省

からもたしか放送部長が御参加になつております。

○参考人(川上行蔵君) まだ確たる見通しはないかも知れませんけれども、一応現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほどお話しの社会教

育審議会放送分科会からの答申があればよく拝見

をしたいと思います。教育放送の問題は非常に大

きな問題で、この問題を将来扱っていくお考

えでございますので、教育放送用にテレビの波も

けけれども、現在の段階においては、そういう教

育委員会なりあるいは各地の大学が教育放送をや

ることによってローカル放送をふやしていくこ

う形の点が出てきておるような感じでございま

す。中間の形が出て、最終的には、いま申し上げ

た形で抽象的にまとめられていくというふ

うに考えております。

○久保等君 そこでは、郵政省からも放送部長が

何か入つて、この放送分科会というものが開かれ

ておるようですが、答申の結論はいつごろ出る予

定であります。

○参考人(川上行蔵君) 先般同いましたところでは、三月二十九日ですか、何か最後の会合があつて、そこで決定されて発表される、このように

定であります。

○久保等君 郵政大臣にお尋ねしたいのですが、

こういう画期的な教育放送の問題について、文部

省は文部省としていまいつたような形で検討が加

えられておるわけですが、もちろん教育放送とい

ふ問題になつてくると、文部省はもちろんでしょ

うが、郵政省自身もこれは非常に重要な一つの役

割を果たさなければならぬことですけれども、も

ちろん今日、教育放送の問題については、各方面

から強いいろいろな意見もあり、また関心もある

問題だけに、これをどういう形で具体的に取り上

ります。

○参考人(川上行蔵君) まだ確たる見通しはないかも知れませんけれども、一応現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほどお話しの社会教

育審議会放送分科会からの答申があればよく拝見

をしたいと思います。教育放送の問題は非常に大

きな問題で、この問題を将来扱っていくお考

えでございますので、教育放送用にテレビの波も

けけれども、現在の段階においては、そういう教

育委員会なりあるいは各地の大学が教育放送をや

ることによってローカル放送をふやしていくこ

う形の点が出てきておるような感じでございま

す。中間の形が出て、最終的には、いま申し上げ

た形で抽象的にまとめられていくというふ

うに考えております。

○久保等君 教育問題は今日いろんな意味におい

て、たいへんな問題になつておるわけですから

お聞きまして結論を出していきたいと、かよう

につけまして結論を出していきたいと、かよう

につけまして結論を出していきたいと、

屋だという形で、社会教育審議会に出る結論に基づいてどうするかの態度を決定しようということなんですかけれども、そうじやなくて、もうちより高い立場から、この問題を扱うようなことを郵政大臣としては提言するという態度をとられる必要が私はあるんじやないかと思う。これは、若干時期を失したような気もするんですけれども、いまからでも、私はやらないよりやつたほうがいい。何か出たものに対し意見を言うと、それは郵政省はまたなわ張り争いで何だかんだいっていふことられるし、単に郵政省だけで結論を出せる問題でももちろんない、同時に文部省だけで結論が出せる問題じやないと思う。こういうふうに私はきわめて何か具体的な提案ができなくて恐縮なんですけれども、そういう見方はできないものでしようか。

○國務大臣(河本敏夫君) 私の説明のしかたが悪かったために若干誤解を招いたようでござりますが、私は、文部省の審議会の出してくる結論を中心にしていろいろ検討するという意味のことを申し上げたのではないのです。文部省のそういうふうな答申が出れば、それも一つの参考として検討していきたい。同時にNHKのほうからも詳細な具体的ないろいろな計画が出ているわけです。これも目下いろいろ話を聞いておるところでござります。さらにそのほかからも、いろいろな計画が出ておりますから、そういうものを総合的に検討していくたい、こういう意味のことを申し上げたわけでございります。しかし、根本的に考えますと、いまお話のように教育の問題は、特に最近テレビが普及いたしまして以降における、放送における教育の問題というものは非常に大きな問題でございまして、教育問題は学校教育問題だけを解決しても解決する問題ではございません。やはりこの放送における教育の問題を同時にあわせて解決する、こういうことにしないと、ほんとうの解決にはならぬと思います。したがいまして、全部の関係者が寄りまして、非常に高い立場から、国全体の方向として検討を重ねていくということが

○久保等君 だから私の申し上げたのも、そう大して大きな違いはないかと思うんですが、だから私は何か省対省の間の話のような形で議論されにくくなることにならないよう、いま申し上げたように、いわば内閣全体が取り組むべき問題だと思うし、同時にまたできるだけ広範な、民主的なところで議論をし、それを煮詰めていったものに基づいてやつていく、政府そのものが中心になつたような形でのを考えいくということになりますと、これはたいへんなまた收拾のつかないようなことになつていく可能性もあると思うのです。だからそれだけに、ひとついま私が申し上げたような方向で議論せられたり、だんだんと話が煮詰めていけるよう、郵政大臣の立場からはそのイニシア―というか、そういうひとつ勞をつてもらいたいと思うのです。どういう経営形態にするかということについても、これはもうなかなかむずかしい問題ですけれども、しかし、NHK 자체は長い間の一つの教育放送——広い意味での教育放送を今日までやってきておる経験もありますから、したがつて、それに對する批判ももちろんあるでしょうが、いろいろ貴重な体験も持つておるのでですから、そういうようなものも現実には参考にできるわけですから、私は、あまり変な形で、なわ張り争い的な形にこの問題が発展しないように、いまからひとつ十分に御配意を願いたいと思うのです。そういう点でひとつ大臣があまり時期を失したり、タイミングをはずしますと、單に郵政省だけでやれる問題でないだけに、証文の出しあれみたいにならぬよう、ひとつあるいはその他、民放における教育放送という問題をどうするか、教養番組をどうするか、こういうすべての問題を含めまして、私は再検討しなければならぬ時期にきてる、こういうことを痛感しておるのでござります。

○國務大臣(河本敏夫君) お話の御趣旨には全く賛成でござります。各方面の意見を聞きまして、間違いのないようにやつていただきたいと思います。

○久保等君 それじゃ最後に、これは前々からこの通信委員会でも何回となく言われている問題は、例の放送法・電波法の改正問題についてなんですが、これも一向に、どうも郵政省何を考えているか、皆として実はわからぬわけなんですが、郵政大臣もお聞きになればなるほど、なかなか容易でないわいといふやうに、最近はお考えになつておるんじゃないかなと思うのですけれども、それこそ長い長い経過がありまして、とどのつまり昭和四十一年に法案が国会に出されて審議をしたこともありますし、いろいろ与野党で話し合つて結論が一応出たのですが、ときすでに國会の会期末で時間切れということがになって、その後今日に及んでおるのです。しかし、前々から言われておりますし、だからもうよく言われることですが、免許問題等、しかしそういったような法律改正がないからといって、全然手をつけないというわけにもいかぬから、緊急の問題というときには、手をつけてやつているのだけれども、これもわれわれから見ると、どうも電波の免許問題、先般來問題になつておるFMの問題についても、これは何か非常に不明朗な問題的根本問題、放送・電波の憲法とも言うべき電波法なり放送法そのものを根本的にやはりできるだけ早急に片づけなければならぬという問題があるわけではありませんが、大臣がかかるたびに、また検討、検討ということになつて、一体どういうことにならんが、われわれ非常に大きな心配をしているのだけれども、電波の割り出で問題をめぐり、ここ数年來のいろいろな不明朗な問題は、これはもちろん嚴重に政府、特に郵政大臣である河本さんには、郵政大臣という立場でこれは大いに反省をし

おかつ事務当局で検討せられておつて、結論が出てもらわなければならぬ問題も一つあるし、それから同時に放送法・電波法の改正問題について、ほんとうに具体的な日程をつくって取り組む。なかなか同時に放送法・電波法ばかりだと思うのだけれども、そういう問題があれば、こういった面、こういった問題については、こういう考え方もあるし、こういう考え方もあるって、一体いずれにすべきかというようなことをいろいろ討論の場に乗せるぐらいいに私は積極的に出してもらいたいと思うのです。だからこういう点、こういう点についてなかなか結論が出ないので——ひとつわれわれそのものが十分議論できるよう、あるいはまた国民一般からも私は世論の反映を期待することでいいと思う。ところが事務当局は何をやっているのかわからぬ。悩んでおることは顔見ただけでわかるのだけれども、しかし一向に、一年たつて前向いておるのかうしろ向いておるのか、そこらがあなたの方、沓としてわからない。放送法・電波法の改正問題ということになると、私も国会に出て十六年になりますけれども、国会に出て二、三年したいまから思い起こしても、それこそいま、くしくもいま放送部長をやっておる左藤さんのお父さんが電気通信委員長をやっておられたときに、私も電気通信委員会の理事をやっておつて、地方に出て電波法・放送法の問題について、実は実質的な意味の公聽会みたいなことを聞いたことがありますよ。ひとつ早急に時代に即応する電波法・放送法をつくるうと十年余り前に地方に出かけて、そんなことをやつたことがあるんですね。そういうことを考えてみると、その電気通信委員長の息子さんが、いまや電波・放送の行政を担当する中心人物になると、いうような、時代は変わっているのに、一向にどうも前向きで問題が表面に出でてこないなどというのは、これはわれわれも大いに反省しなければならないので、これほどのつても政府、郵政大臣がしっかりとしてやらなければならぬと私は思うわけですが、もしわななければならぬと私は思うわけですが、もし問題があつて結論が出ないならば出ないなりに、

論を出させねばいいと思う、議論を出させねばいいと思う、議論を出させねばいいと思うのですよ。各方面から落ちつくところに落ちつきますよ。それをでさつと手ぎわよく法律案を通してやろうという考え方を持ちますと、これはなかなか賛否両論、いろいろ意見が錯綜すると思うのですよ。そんなことは、私は前もって覚悟しているんですよ。ひとつ堂々として胸を張って煮詰めた結論を出して、もうむしろ通信委員会に中間報告をするなり、これはこういう意見があるがどうでしようぐらいにはかっていければいいんで、別に悩むことは何もない。さつきから言つていうように、だれのための放送法——国民のためのですからね。私は、こういう方針ですがどうでしようぐらいでやればいいと思う。そういう具体的な提案をした。ところが中間報告なり提案を聞けないということは、非常に残念だと思う。幸い非常に、先日の通信委員会組んでおられると思うのですけれども、せひひとつ、これが単にときの頭の大臣の意向によつて、う御答弁をなさつてゐる河本さんですから、この問題についてはもちろん、それこそ誠心誠意取り組んでおられると思うのですけれどもね。とのないよう、この問題については、早急にひとつ片づけるということで、ほんとうにひとつ取り組んでもらいたいと思うのですけれどもね。こんな話も、通信委員会で数年来やつてゐる議論なんですけれども、去年のいまごろの小林さんの答弁を速記録で見ても、いやもう具体的な日程をつくつてやって、ぜひひとつ早急に結論を出したいということが速記録に載つていますよ。同じ特に例のFMの割り当て問題等をめぐつて、非常に不明朗な話を聞くのですけれども、こういったようなことについても、当面の早急に解決する問題についても、ぜひひとつ大所高所から公平無私な裁断を下し、片づけなければならぬものは片

づけていたたゞくが、しかし、長期計画にわたりました根本的な問題にわたつて、やはり放送法なり電波法をせひ改正し、その上に立つて扱うのだといふ態度というものをひとつ明確に堅持してもらいたいのです。そうしないと、大臣の任期中に、何とかひとつ比較的手のつけやすいもの、そうしていろいろあれこれ考えて損にならぬようについての配慮をした電波の扱いなんというものは、邪道の邪道、私は許しがたいことだと思うのです。まあ、あまり具体的な中身については触れないのですが、ぜひとつそういう立場でやつてもらいたいと思うのですが、抽象的な話で恐縮ですけれども、郵政大臣、いかがお考案になりますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 放送法改正の問題につきましては、お話をのように、現在の放送法ができましてから、もうすでに二十年近くになりますし、先般來の諮詢、答申、それから国会における審議、それからこれが廢案になつたいきさつ、そういう一連の動きがずっと続いておりまして、放送法改正の必要というにつきましては、ぜひやらなければならぬということを私は痛感をいたしております。そこで私は作業を急がして、いろいろ意見を聞きながら前進をさせるようにしたらいいところになるということを申し上げるまだ段階ではないのです。しかし作業の過程におきまして、問題点があつたらこれを明らかにして、各方面の意見を聞きながら前進をさせないようにしたらいふかど、こういう御意見、これも全く賛成でござります。いろいろな方法を考えながら、早くこの案ができるよう、一段と督励したいと思います。

○久保等君 だから私、具体的に提案しておきましたが、せめてこの国会の適當な機会に、中間報告をひとつやつてもらいたいのですがね。中間報告もしけれますが、ひとつせひ適當な機会に、現在の作業状態はこういう状態なんだというようなこ

と、これはもうコケがはえたり手あがつたり、たいへんなもの。年月たっているのですから。私の申し上げること、そう無理じやないと思うのですが、まあ、何月何日ごろに改正案を提出といふことが困難ならば、いまの作業状態はこういう状態になっていますということを、来月かかかるべく比較的早い機会に、一べん中間報告をもらいたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(河本敏夫君) いつ中間報告ができるか、これははつきりお約束できませんけれども、できるだけ早い機会に中間報告をさせていただきたいと思います。

に、出るのだから出ないのだからわからぬようなことはなく、出せるなら出せるというようになつてもこの国会中に提案して、とにかく審議してもらいたいんだといふなら、そのようにはつきりしてもらいたいと思うんですよ。そうしないと、ちよつとわれわれも迷つてしまふし、また計画が立たぬわけです。

○國務大臣(河本敏夫君) 今国会にまだ出せるか、出せないかというはつきりしたことをいま申し上げることはちよつとむずかしいと思うんです。が、出せるようにいろいろ作業をやらしておるんです。しかし、なかなか思うように進みませんので、あるいは間に合いかねるかとも考えております。

○久保等君 じゃ、私ちょうど一時になつたから最後に、いまの問題について、大臣にお願いしておきたいと思うんですが、やっぱり放送とか電波関係の問題は、非常に利害関係がからむ問題ですから、賛否の意見を求めればもちろんその反対賛成、これは猛烈にせり合うことはこれは当然だと思うんです。だからその場合に、大臣がやはり大臣の姿勢にひとつ問題があると思うんです。それとまたまいま鈴木委員が放送行政委員会といふか電波の割り当てに関する委員会みたいなことについてちよつと触れられたんですが、これは全く私のここでの私見ですから、私見として聞いておいてもらいたいと思うんですが、一郵政大臣が電波問題について割り当てを独断的にやることに比べれば、やっぱり私は決議機関としての委員会みたいなものをつくつてやる。しかし、そうすると、じや一体行政府の長たる郵政大臣の責任問題は一体どうなるのだという問題があるんですよ。それならこれは私のひとつの私案でけれども、郵政大臣を長とする委員会を設ける、で、各委員は、これはまた権威のある内閣が推選して、両院でもつて決定をするような権威のある委員を任命する。で、五名がいいのか、七名がいいのか知らぬですけれども、そういうもので構成をしてそこ

でもつてきめる、これこそ、さつきの経営委員会じやないけれども、可否同数のときには委員長がきめればいいし、そうでないときには、多数意見によつてきめるというような民主的な委員会、しかも大臣を長として、大臣の関連も考えながら大臣が委員会の委員長になるというようなことと、これもひとつの案ぢやないか、これは社会党の案でも、何でもないですが、これは私のひとつの案ですけれども、そういう形で行政的な責任の所在、同時に運営については、明朗な民主的な運営をやつしていくといふような組織も考えねば考えられないこともないのだろう。それがどこで悩んでいるのか知らぬけれども、それが全然前進をしない、一向に日の目を見ない、まあ大臣はおそらく長く大臣をやられるのでしようけれども、またこれで大臣が交代でもされるなんていうことになると、これはまことに私は、この点では歴代内閣だらしがないと思います。歴代内閣といふか、郵政大臣そのものが、だから一番にやるべき問題は、この問題だらうと思うのです。事務当局は事務当局で、大臣が就任すれば、いの一番にこの問題についていかようかくかくの計画でこうなつておりますから、ひとつこれに対して、判断迷う点については、この点はどうか大臣がひとつ決裁をしてもらいたいといふくらいに煮詰めておかないと、大臣がかわって大臣の意向によって出したり引っ込めたりするような程度の準備状態ではダメですよ、だからいずれにしても、この問題については、私は何も拙速でやれといつてやかましく言つてゐるのではないのです。拙速でとにかく何が何でもこうせいということを言つてゐるのじやなくて、十年以来の経過をながめて、とにかく長年で、気長に扱つてきていたつもりでながめ過ぎるのじやないかと、こういうことを申し上げるわけですから、ひとつそのあたりのところを大臣ぜひひとつ、單に河本郵政大臣じやなくて、郵政大臣の全体的な流れの中でひとつ解決をするのだということでお取り組みを願いたいと思

うのですが。

○国務大臣(河本敏夫君) ただいまの御意見、参考とさせていただきまして作業を進めさせていた

ます。

○久保等君 これで終わります。

○委員長(永岡光治君) 午後二時まで休憩いたしました。

午後一時四分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(永岡光治君) ただいまから通信委員会を開いたします。

一休憩前に引き続き、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件を議題といたします。

○松本賢一君 少し質問をさせていただきます。本件に対し、質問のある方は順次御発言願います。

が、何しろ私はこの委員会で初めて質問をいたしましたので、何にも知りませんので、皆さんの質問

をなるべくよく聞いていたかったのですけれども、皆さんとの話を聞くというわけにもいきませんし、ほんとうは聞いていてもよくわからぬところもすいぶんありましたし、重複したりあるいは少し聞かなくていいようなことを聞いたりする

ことがありますから、ひとつお答えいただきたいと思います。

まず、放送の全国普及といたしますが、そういう問題についてお伺いしてみたいと思うのですけれども、せんたつて、前田会長の御答弁を聞いてお

りますと、五カ年構想では、要するに約二・五

%を年次を追つて引き上げていくという考え方でございます。

それから、中波の放送網につきましても、構想策定のときの、いわゆる第一放送については、す

でに九九・七%になつておりますので、したがつて、五年後も大変化はございません。第二放送につきましては、九八・六%が構想策定のときのカ

バレージでございまして、これを期間中に〇・二

%ふやすという考え方したがつて、五カ年の最終年度末には九八・八%になるという構想を立てま

ったので、それと関連して五カ年間の仕事の進め方

○参考人(前田義徳君) お答え申し上げます。

五カ年構想と申しますのは、大体二回の長期計

画が完了すると同時に聴視料の料金が変わりました。それから、また、放送時間から見た、いわゆるカバレージと申しますか、聞いていただくなつておられるわけですから、ひとつそのあたりのところを大臣ぜひひとつ、单に河本郵政大臣じやなくて、郵政大臣の全体的な流れの中でひとつ解決をするのだということでお取り組みを願いたいと思

をどうするかという一応の柱とめどを決定したものを、これまでと異なつて、計画と言わずに、構想と申し上げたわけあります。その理由は、今後五カ年間にかなり大きな変化があり得る。まあほど五カ年間に伸びるかという問題を土台にして、N H K の事業というものがどういう形になるか。たとえば、十年来から続けてきたF M の実験ないし実用化試験放送が本放送となる時期、それからまた、U H F の最後の波の割り当てがどうなるかというような問題、そういうものを勘案しながら、同時に最終的に経営の合理化、近代化を達成する。そういう意味で五カ年構想というものを一応立てたわけでございます。この五カ年構想の大体、財政的な面で申しますと、料金の改定によりまして、五カ年構想の四年目に改定以前の財政的実力と申しますか、ノミナルでない、価値価値との関係もありますが、それを回復する時期というのを大体四年後に考えたわけでございます。そういふことで、何にも知りませんのが、皆さんの質問をなるべくよく聞いていたかったのですけれども、皆さんとの話を聞くというわけにもいきませんし、ほんとうは聞いていてもよくわからぬところもすいぶんありましたし、重複したりあるいは少し聞かなくていいようなことを聞いたりする

ことがありますから、もう少しだとすれば、その最終的に残る三十万世帯というものに対する対策は、どういう世帯が。それが五年計画によってだんだん減つてしまつて、いまおっしゃつた九八%になるわけですか。そうやって減らしていく、最終的に何かれども、現在百十萬世帯ですか、テレビの見えない世帯が。それが五年計画によってだんだん減つてしまつて、いまおっしゃつた九八%になるわけですか。そうやって減らしていく、最終的に何かれども、現在百十萬世帯ですか、テレビの見えない世帯が。それが五年計画によってだんだん減つてしまつて、いまおっしゃつた九八%になるわけですか。そうやって減らしていく、最終的に何か

が、ちょっとはつきり理解できなかつたんですけども、現在百十萬世帯ですか、テレビの見えない世帯が。それが五年計画によってだんだん減つてしまつて、いまおっしゃつた九八%になるわけですか。そうやって減らしていく、最終的に何か

○松本賢一君 そこで三十万というものは、全世界からのパーセンテージにすれば、非常に小さいものであるかもしかんけれども、三十万という数は、相当大きな数だと思うので、これをまだどうするか計画も立っていないというようなことでは、少し残念のような気がするのです。

そこで、大臣にお伺いしてみたいと思うのですが、今日、テレビというものは、もう国民生活の必需品で、なくちやならぬものだと思うのですが、

三十万世帯というものが、五年後になつてやつぱり残されるということに対し、何か対策をお考へになつておられるかどうか。これはNHKとしではいろいろ財政の問題もありましようし、いろいろあると思うんですけども、私、しようとどちらと考へてみるのに、ちょうど今日のテレビなんというものは、道路みたいなもので、テレビがその家まで行かないということは、もう道路がないのと大差がないくらい、不便なものだと思うのです。そういう意味で、国がある程度、やつぱりそういう点は考えて、NHKでは国から補助をもらわないということで、非常にひとつ目のプライドになつているような感じがするのですけれども、そういうふうなことを一応抜きにして、ちょうど道路をつけるときに国庫補助が出るようには、国庫補助をしてでも、早急にそういうものを解決していくというようなお考へはいかがでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 電波行政の根本は、全国漏れなく複数のテレビが鮮明に見えるようになるというのが、この根本の方針だと思います。NHKも、また、その使命から申しまして、全国漏れなくNHKのテレビが見えるようにすべきだと思います。ただ、一舉にこれをすることができませんので、先ほどNHKのほうから申し上げたような答弁になつたんだと思いますが、当然、引き続きまして残る三十万に対しても、私は見えるようすべく何らかの手を打たなければならぬと、こういうふうに考えております。

○松本賢一君 そうすると、いま私が言いまし

た、国が金を出してでもやらせるべきだというふうにお考へでしようか。

○國務大臣(河本敏夫君) 国が金を出してでもとは、相當大きな数だと思うので、これをまだどうするか計画も立っていないというようなことでは、少し残念のような気がするのです。

そこで、大臣にお伺いしてみたいと思うのですが、今日、テレビというものは、もう国民生活の必需品で、なくちやならぬものだと思うのですが、

三十万世帯といつても、その点どうでしようか。

○参考人(野村達治君) 先ほど佐野専務理事からお答え申し上げました約三十万世帯と申しますのは、かなりばらばらになっておりまして、十世帯あるいは二十世帯程度のものがかなりばらばらに

いるところまでは考えておりませんが、NHK自らが、私は、まずそれをやるべき具体的な計画を立ててございます。

○松本賢一君 じゃ、NHKのほうからお答えい

ただきたいのですけれども、その点どうでしようか。

○参考人(野村達治君) 先ほど佐野専務理事からお答え申し上げました約三十万世帯と申しますのは、かなりばらばらになつておりまして、十世帯

あるいは二十世帯程度のものがかなりばらばらに

いるところまでは考えておりまして、いまのところでは四十七年ま

でにはちょっとうまいそのサービスのしようがな

いといふことで、一応そこまでのところでは置い

てあるわけでござりますけれども、今後、放送衛

星等のようなものが出てまいりました際には、そ

れと共同受信を組み合わせるといったような形

で、ぜひその次の段階で考えていくないと考へておる次第でございます。

○参考人(野村達治君) そうすると、放送衛星といつたよ

うなものを利用すれば、その解決がつくのです

か、技術的に。

○参考人(野村達治君) 放送衛星と申しまして

も、いろいろな段階がございますが、現在、アメリカ等で言われておりますようなかなり強力な放

送衛星といったような形のものが出てまいります。したがいまして、そこまで至らない段階におきまして、かなり直接受信に近づいてまいります。したがいまして、そこまで至らない段階では、裏側では受信

がきにくくなるというような点が特徴でござります。同じようなことは、地球の陰に回つてしまふります場合にも、VHFのほうは地球の陰にかなり程度回つてしまりますが、UHFのほうはそれが比較的少ないということでございます。

○松本賢一君 それで、これもこの間そこでお話しになつておつたのを聞いておつたのですが、このVHFのほうは何か移動放送に向いていふとか、それはどういうわけになるのですか。

○政府委員(石川忠夫君) 従来から移動体にこのVHF帯が非常に早くから使われておりまして、したがいまして小さな無線機で相当遠方までよく届くという、こういった特徴が今まで生かされてしまいまして、移動体に対する無線機の需要といふものが非常に多くなりまして、したがつて、

それからUHFの問題が出来ましたけれども、こ

れは、どうも私、不勉強のせいか、UHFとかVHFとかということばの事実だけしか知らないのですが、これはどういうことですか。

○参考人(野村達治君) これは電波の波長で分けたございまして、VHFと申しますのは、波長が約一メートル半から二メートルくらいの電波を。

○松本賢一君 ことばは……。

○参考人(野村達治君) VHFはベリー・ハイ・フリックエンシー、それからUHFはウルトラ・ハイ・フリックエンシーでございます。

○松本賢一君 ことばは……。

○参考人(野村達治君) 自動車に用いられてゐる無線はほとんどVHF帶でございます。

○松本賢一君 まあ、しきうとがこんなこと聞い

て時間とるのもあれですけれども、それは波の

数といふものは、一体幾つぐらい取れるのですか。

○政府委員(石川忠夫君) いまはたしか移動体に

使う無線の場合には二十KCで一波取れる。それ

からテレビの場合には六千KCで一チャンネル

と、こういうことになつております。

○松本賢一君 よくわかりませんけれども、テレ

ビの場合には六千、それで移動の場合には二十、

それはどうしてこんな大きな開きがあるのです

か。

○政府委員(石川忠夫君) この技術的な説明は

ちょっと私にあれでござりますけれども、要する

にテレビ一チャンネルで移動無線にしますと三百

波分と、こういう計算になるわけでござります。

○参考人(野村達治君) ただいま申し上げました……。

○松本賢一君 あんまり時間とらないで簡単に一つ。

○参考人(野村達治君) 移動無線と申しますのは、普通電話を扱つておる電話通信でございま

す。それから片っ方のテレビジョンのほうは映像を送ると、映像と申しますのは非常に情報量が多

いのですから、そこで周波数の幅が非常にたく

さん要る。したがいまして、普通の電話が二十キロサイクル必要ですと、六千キロサイクル、約三

百倍の幅が必要になるということになるわけでござります。

○松本賢一君 そうすると、そのUHFのほう

だと、まあ私どもの解釈、理解しているところで

は、それよりもっともっとたくさん取れるのじやないかといふ気がするのですけれども、そうするといふのじやないかといふ気がするのですけれども、どうも、そうじやないです。

御説明ありましたが、無線いたしましてはVHFの波を非常によく使っておりまして、それが便利だということが一つあります。それからもう一つは移動して、たとえば自動車なりあるいは汽車、あるいは飛行機なんかでもそちらが、いろいろな妨害物がありますとその谷間に行きましたときにUHFですと、電波が消えてしまって、そういうようなことがありますと、そういう意味で、彼らは、移動体はかなり条件が悪いものですから、なるべくVHF帯を使ったほうが有利であろうということが言えると思します。もちろんある程度の途中切れることも覚悟いたしますと、UHF帯でももちろん移動無線電話はできるわけあります。

○松本賢一君 そういうことでUHFのほうがテレビには都合がいいことになるだろうと思うのですが、VHFではもう限度がきているといったようなことで、そこでUHFに早くやれというふうに大臣も意見をつけておられるわけですが、これたいたへんな金がかかるということですが、せんだけでも会長は三千億くらいかかるといふような大まかなお話をしたけれども、そういうことをおっしゃっておったようですが、いままでには、このUHFに対してどのくらい金をかけて、どのくらいの数やつていらっしゃるのか。それから将来にわたっての三千億、概算でしようけれども、そういうものは一体どういうことになるのか、大体説明願いたい。

○参考人(野村達治君) 私どものほうのテレビジョンといったしまして、主要な局はVHFを使つてやっておりますが、小さい電力のいわゆるサテライト局と申しますか、中継局の中には、UHF

○松本賢一君 全面的にUHFに切りかえられるのは、何年計画くらいですか。

○政府委員(石川忠夫君) 大体十年を目途にいたしております。

○松本賢一君 全部UHFに切りかわると、そのテレビのいまチャンネルが十二までありますね、普通それが幾つくらいまで可能になるんですか。

○参考人(野村達治君) 五十チャンネルになります。

○松本賢一君 そこで三千億とおっしゃったのが、実際にどうかまではつきりしないようですが、れども、いずれにしても、たいへんな金がかかるのですが、その十年計画でNHKとして目前でその切りかえをやっていくことになつていいんですか、よく私ども見当つかないけれども、

○参考人(前田義徳君) この間もお答え申し上げましたように、建設費そのものは、たとえばいま技

りになるのですから、間違いないと思しますが、そうすると、来年度にでき上がる予定をしておられる百八十局とか、着手される百四十局とかといったような数字が上がつておるようですが、こういうものはVHFの局なんですか、UHFの局なんですか、それとも両方あたり、将來すぐ切りかえがきくといったようなものなんですか。

○参考人(野村達治君) 百八十局のうち本年度から着工しておるものもあるわけであります、すでに御承知のようにその中にはVHFの局が三十五ございます。それ以外には全部UHFで考えておられます。それから来年度着工いたしますものにつきましてもUHFで考えております。

○松本質一君 切りかえはわりに簡単にきくわけですか、将来VHFでつくったやつは。

○参考人(野村達治君) 中継局の施設といいたしまと、山頂に置きますアンテナあるいは受信機あるいはそれを格納します小屋ないし箱といったも

○参考人(野村達治君) FMの使いようといたしましては、いろいろな使いようがあるとかと存じますが、一つは非常に高品質、たとえば雑音に對しまして非常に強いという意味では、高品質の音楽を乗っけておる、そういう違いがありまして、片つ方は強さ、片つ方は周波数、おのおの特徴がございまして、たとえばFMと申しますものは、電波の周波数を変えまして、その中に音声なり音楽を乗っけておる、そういう違いがありまして、要であるというようなことが特徴でございます。

○松本賢一君 それで、このFM放送でいけば、中波と違つて、外国から中波でもつて大きな電力を送つてくるのがじやまになる、そんなようなものをお防ぐのに非常に便利がいいというように聞いているんですが、そういうことにも今後FMを使つていかれるわけですか。

を使っております局が約三百局ございます。それから先ほどちょっとお話を出ましたVHFを全面的にUHFに変更するという問題の総経費につきましては、現在郵政省との間に専門委員会を持ちまして、いろいろ検討いたしておる次第でござりますが、具体的にはチャンネルプランがきまりまして、どういったようなところに、どういうようなものを置くというようなことがきまらなければほつきりいたしませんですが、それにいたしましても、かなりな額が必要であろうかと存しております。従来VHFだけの、並びにUHFの中継局をひっくるめましたので、約二百五十億くらいの投資をいたしておりますが、それに比べますと、やはり何倍かになろうかと思います。少なくとも送信設備を置きますだけで、もちろんそれ以外に、いろいろなあるいはUHFになりますために、都市の中での谷間の問題をどうするか、あるいはVHFとUHFの両者が同時に出ているときの問題、そういうたときの問題をいろいろこれかに、精密に当たってみませんと、どれだけ必要かということはちょっと申し上げられないと思いま

○松本質一君 それは計画をお立てになつておや
師長がお答えした三百局に今まで七十億かかっております。まあ私どもの考え方は、まだ非常に精密な計算をしているわけではありませんけれども、これを十年間で置きかえるという場合に、考えなければならないもう一つの問題は、単に建設費、UHFの局が何局要るか、その建設費は幾らになるかという問題と並行して、一年、最終的にかなり二、三年間並行した経営をしなきゃいけないということが問題になつてくると思います。その事業運営費も一応考えておかなければなりません、ただそれができないのかということになりますと、それはやはり財政計画を立てることによつて十年間という命題が出れば、その十年間の中ではどう調整していくかという問題になると思います。結論的に申し上げれば、国の政策が十年間で置きかえるという場合には、NHKとしては当然それに即応する事業計画を立てるべきだし、それによって聴視者に迷惑をかけないというたてまえで、その年次計画を立てなければいけない、このように考えております。

○松本賢一君 それじゃUHFの問題はその程度にします。

それから超短波の問題があるようですが、これは普通FMといっているものらしいと思うのですが、これもさつきのあれですが、FMというのはかければかえることができるというふうに考えております。

○参考人(野村達治君) ちょっとと御説明をするのはむずかしいかと思いますけれども、普通のラジオの放送はラジオの電波の強さを変えておるわけですが、これもさつきのあれですが、FMというのはどこでございます。それによりまして音楽なり音声を

声放送ができる。それからもう一つは、中波と違
います、遠方から、海外からの電波等は参りま
せんので、そういう意味の混信はないというこ
とでございます。そういう意味では、ここしばらく
の間、中波の大電力化といったようなことが進
みますまでの間は、少なくともたとえば日本海岸
沿岸の地方でありますとか、あるいは九州地方
等、アジア大陸方面からの強力な中波の電波の
参つておりますところにつきましては、夜間これ
にラジオ第一放送なり、あるいは第二放送の音声
番組を乗つけてまして、ラジオ放送のかわりをさせ
るということを考えております。

○松本賢一君 そうすると、ちょっとと考えます
と、FMというものが、そんなにきれいな音波で
混信のないということになったら、中波というも
のはなくとも、FMばかりでいったらよさそうな
もんだという気がするんですが、その点どうな
んですか。

○政府委員(石川忠夫君) 電波は御承知のとおり
国際的に割り当てるべきでございまして、中波にいたし
ましても、ここからここまでこの局、個々の局
というよりもその地帯でございますけれども、割
り当てがございます。したがって、そういう意味
においては、日本で使う、何と申しますか、権
益と申しますが、そういうものでございまして、
したがって中波もできる限り、これはいまのところ
外國電波との混信で十分には使えない波もござ
りますけれども、極力割り当てられた波を、権益
を活用してまいりたいと、こういうことで、大電
力にして使っていきたい、こういう考え方でござ
います。

○松本賢一君 そのところよくわからのですけ
れどもね。中波といふものになどりがあるような
話も、ちょっととそんな感じもするのですけれども
そんなものこだわらなくてたって、よく聞こえるほ
うがいいんじゃないかという気がするんですけれど
も、その点どうなんですか。たとえば外國へ送
るというようなときには、FMじゃそこまで届か
ない、中波なら届くんだといったようなことがあ
ります。

○政府委員(石川忠夫君) いま申し上げたほか
に、やはり広い範囲に、何と申しますか、中継局も
あまり置かずには届かせるには、FMより、ずっと
中波のほうが容易にできると、こういうFMの先
ほど御説明がございましたが、それと引っくり返
しに、中波もいいところがあるわけでございます
ので、そういう意味で、できるだけ広範囲に、
同じ番組を送ろうとする場合には、中波の、音質
をあまり言わない普通の話とばでやるような放
送だったならば、中波で十分いける、こういうこ
とで中波には中波の生かす道がある、かように考
えておるわけでございます。

○松本賢一君 そうすると、FMというものは、
補助的に使いになるわけですね。外国には届か
ないのですか、FMというの。

○政府委員(石川忠夫君) 外国に届かしているの
は短波でございまして、中波も同じく国内向けで
ござりますけれども、音質をあまり言わない放送
で、しかも広範囲に届かせたいという場合には、
中波を使うと、いまではその中波が主体になつ
てまいったわけでございます。が、今後は先ほど
説明がありましたとおり、FM放送の特質を非常
に高品位の音を出す放送ができるFM放送を用い
ていく、それと同時に、外國からの中波の混信と
は関係のないFMの波で、何と申しますか、県単
位ぐらいの範囲の放送をやっていく、こういう
ことでございまして、それと同時に中波放送は
もつと電力を大きくいたしまして、広範囲に同じ
番組を届かせるようになります。二本立てでござ
います。

○松本賢一君 二本立てでもけつこうだと思うのだと
え方でござります。二本立てでござります。

○参考人(野村達治君) 現在東京は三百キロ、大阪
も三百キロでございますが、今度置きます秋田
は五百キロにいたします。

○松本賢一君 そのほかはどうですか、現在東京
と大阪は何キロですか。

○参考人(野村達治君) 現在東京は三百キロ、大阪
も三百キロでございますが、今まで郵政省といろいろ御相談を申し上
げてますが、北海道並びに九州にあと一つず
つ置くというようなことで、夜間はその五つのも
のをもちまして、ほぼ完ぺきにいくだらうとい
うふうなことを考えております。

○松本賢一君 大体わかりました。

○参考人(野村達治君) それで、次に国際放送のことについて少
しお話をいたしました。

○政府委員(石川忠夫君) ただいま前田会長から
お答えがございましたとおり、放送法の第九条の
二という条文をみずから行なうことができるこ
になつておられまして、そのほかに、御指摘のよう
に三十三条で、郵政大臣は国際放送の実施命令を
することができると、こういうことに法律の条文
ではなつておるわけございまして、この三十三条
に基づきまして、郵政大臣といつしましては、
その本来的な業務としての国際放送と郵政大臣の
命令による放送とを一体として行なうことにつ
いておるわけでございます。

○松本賢一君 だから、その命令でやるというの
はどういうことなんですか。どういう内容なんで
すか。

るわけですか。

【委員長退席、理事鈴木強君着席】

○政府委員(石川忠夫君) いま申し上げたほか
に、やはり広い範囲に、何と申しますか、中継局も
あまり置かずには届かせるには、FMより、ずっと
中波のほうが容易にできると、こういうFMの先

ほど御説明がございましたが、それと引っくり返
しに、中波もいいところがあるわけでございます。
大きな間違いはありませんか。

○政府委員(石川忠夫君) 両々相待つてござ
まして、どちらが補助的かということになります
と、ちょっとこれはFMが補助的とは言えないこ
とにならうかと存じますが、両々相待つてやつ
ておるわけでございます。

○松本賢一君 ところで中波の大電力の問題を
ちょっといま局長おっしゃいましたが、予算書に
よると、秋田へ来年度おつくりになるというよう
なことですけれども、秋田というところは、何か
特別にそういう事情があるわけですか。

○参考人(野村達治君) 従来第二放送の大電力局
を置きましたのは、東京と大阪に置いてございま
す。こういった大きな電力の局の夜間の電波の特
に有効な範囲と申しますのは、その局から約三百
キロメートルから、八百ないし、千キロメートル
の範囲が夜間の電波として、きわめて有効ござ
います。そいついたしますと、日本海沿岸に対しま
すと、新潟の少し先から、山陰地方に至りますと
ころを考えてみると、東京にしましても、大阪
にしましても必ずしも十分ではない、そういう意
味で秋田という地点を選びまして、夜間の二次
サービスをはかるということを考えておるわけで
ございます。

○松本賢一君 そのほかはどうですか、現在東京
と大阪は何キロですか。

○参考人(野村達治君) 五百キロにいたしました。

○政府委員(石川忠夫君) 中には、時事とか国策

伺つて見たいのですが、これは放送法を見てみま
すと三十三条规定ですか、それがちょっと書いてあり
ます。また、三十五条规定に、国の費用負担のことが
書いてあるのですけれども、四十四年度の予算に
は、七億何がしの予算が組んであり、それから國
のほうの負担金として一億四千万というものが組
んであるのですが、

【理事鈴木強君退席、委員長着席】

○参考人(前田義徳君) 國際放送につきまして
は、三十四年の放送法改正でNHKの本來業務と
いうことになつております。これと関連して、た
だいま御指摘の条項で、郵政大臣が國際放送対
して一部命令放送を行なえることになつているわ
けでございます。その限りにおいて、国がお金を
出しますと、こういうたてまえでございます。

○松本賢一君 それで、その命令放送といふもの
の内容を一応何かざつとお話しいただけませんで
しょうか。

○政府委員(石川忠夫君) ただいま前田会長から
お答えがございましたとおり、放送法の第九条の
二という条文をみずから行なうことができるこ
になつておられまして、そのほかに、御指摘のよう
に三十三条で、郵政大臣は国際放送の実施命令を
することができると、こういうことに法律の条文
ではなつておるわけございまして、この三十三条
に基づきまして、郵政大臣といつしましては、
その本来的な業務としての国際放送と郵政大臣の
命令による放送とを一体として行なうことにつ
いておるわけでございます。

○松本賢一君 だから、その命令でやるというの
はどういうことなんですか。どういう内容なんで
すか。

○政府委員(石川忠夫君) 中には、時事とか国策

だとか国際問題に関する政府の見解、こういうふうなことに関する報道だと、解説を十八方向十八時間と予算の範囲内でやるというが、政府の八時間、予算の範囲内でやるというのが、政府の国際放送の実施命令の内容でございます。

○松本賢一君 そうすると、十八方向十八時間ということは、世界各国へ十八の方向へ向けて電波を出すということですか。

○政府委員(石川忠夫君) はい、十八方向へ出すということでございます。

○松本賢一君 ひとつ具体的な一例をあげてみてください、いつこういう放送をしたという。

○参考人(川上行蔵君) 国際放送につきまして、いま電監局長からお話をありましたように、放送時間とか、放送方向というのが一応政府命令といふ形で、いわばそれの予算をいたぐわけありますけれども、内容につきましては、その国際放送を再開して以来、NHKの自主的な立場で組むということを方針的にうたつておりますし、いま十八方向と電監局長が申し上げましたのは、簡単

に申し上げますと、欧州、それから欧州も北のほうのロシア方面、それから北米東部、北米西部とか、あるいは太平洋の西とか北西部とか、あるいは南米向けとか、そういう十八方向がございました。それで、その放送時間につきましては、それぞれの地域の生活時間に合いますように二時間とか三時間とかというようにいたしております。政府命令には十八方向十八時間というお話をございましたが、先ほど会長が申し上げましたように、自主的なものを入れますと、現在国際放送は延べ一日に三十六時間三十分放送いたしております。その中で、いま申しましたようにそれぞれの特殊な地域——アジアとか豪州とかあるいは欧米とかというような形で組んでおりますのが二十三時間、それからゼネラル・サービスと申しまして、これは七、八年前から始められているのでござりますけれども、世界の三つの方向に向けまして行なう内容で、毎正時に三十分ずつニュースと解説を含んだものを送っております。これは世界

たしまして、それに合わせまして日本語のニュースをつけ加えました形で放送いたしております。されども、日本の場合、NHKの場合におきましては、全部日本の本土から直接に放送する、そういう体的な放送の形でございます。

○松本賢一君 具体的というのは、それも具体的ですけれども、私がちょっと聞いてみたいのは、これがいま松本委員から御質問がございました具

とえば何日の何時に、こういう放送をどこへ送つたということです。

○参考人(川上行蔵君) ほんの一例でいいですから、た

とえば何日何時、こういう放送をどこへ送つたといふことです。

○松本賢一君 そこまで詳しく言わなくてもいいですけれども。

○参考人(川上行蔵君) ちょうど国内放送で放送いたしますと同じような形で、月曜日の午後一時にはゼネラル・サービスであればニュースと解説を放送するとか、あるいは火曜日の欧州向けであれば、向こうの時間のちょうど夕方の時間という形で、こちらの正午ごろそういう時間解説を送るというような、国内番組で新聞なんかにいつも発表されているあいいうふうな時間割りで、時間的なかみ身といましましては、そのときのときの時事問題、ニュースが中心でございまして、時事問題で、たとえばアメリカ大統領の選挙があれば、その結果を日本はどう見るとか、それからチエコ問題が起これば、それをどう見るかというふうなことを放送する、そういう形をとっているのでございます。

○松本賢一君 これは直接あれですか、一般的な中身といましましては、それをどうみるかという

形で、こちらの正午ごろそういう時間割りで、時間

にはゼネラル・サービスであればニュースと解説

を放送するとか、あるいは火曜日の欧州向けであれば、向こうの時間のちょうど夕方の時間といふ

形で、こちらの正午ごろそういう時間割りで、時間

にはゼネラル・サービスであればニュースと解説

を放送するとか、あるいは火曜日の欧州向けであれば、向こうの時間のちょうど夕方の時間といふ

形で、こちらの正午ごろそういう時間割りで、時間

にはゼネラル・サービスであればニュースと解説

を放送するとか、あるいは火曜日の欧州向けであれば、向こうの時間のちょうど夕方の時間といふ

形で、こちらの正午ごろそういう時間割りで、時間

にはゼネラル・サービスであればニュースと解説

地を設けるとか、そういうところもござりますけれども、日本の場合、NHKの場合におきましては、全部日本の本土から直接に放送する、そういう形をとつております。

○松本賢一君 そうすると、短波ですから世界中に聞こえるわけですか。

○参考人(川上行蔵君) 非常に特殊な気象条件、たとえば太陽の黒点が爆発したような場合には乱れるとか、あるいは日照、日没の境い目には乱れるとか、いろいろ条件はかなりデリケートなところがございますけれども、いま申しましたよ

うな幾つかの波を使いまして、できるだけ聞かれますと同じような形で、月曜日の午後一時

にいたしますと、さっきも混信の話が

出たのですが、外国からの大電力で中波で送つてきますね、北京やなんかのは放送聞こえますね、夜になると、そういうような中波で、大電力を送り出しているというようなことは、いま日本では

やっていないわけですか。

○参考人(川上行蔵君) 直接中波で、それを目的として放送はいたしておりません。ただ先ほど申し上げましたように、三百キロとか、そういう放送が出ておりますので、結果的に聞こえるとか、あるいは韓国なんか非常に近いですから、福岡県あたりの中波放送が、日本のニュースが、そういう形では入るかと思いませんけれども、中波では直接受け放送を意識した放送はありません。

○松本賢一君 そういふうことで少しわかりました。

○参考人(川上行蔵君) 宇宙中継は一番いい例

の衛星を使っていらっしゃるので、ようけれども、NHKで放送衛星をつくるんだというようなお話を聞いているのですけれども、それに対しても、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

て、やはり大きな問題でしかも外國で起こつて内的にも関心があるという問題を選びましてわが国に放送中継をするという形をとつております。

○松本賢一君 時間的にはどの程度やつていらつしやるのですか、いま十八時間とか三十六時間といふお話がありましたけれども、宇宙中継でおやりになる時間といふものは。

○参考人(川上行蔵君) 宇宙中継は直接の時間はちょうどとまだ計算が実際上はできませんので、と申しますことは、たとえば、去年の暮れにアポロの宇宙中継がございました。あいうち皆さんが関心をついているときですと、夜中の二時半まで放送する形でございますし、先ほど申し上げました

ように、ニュースに即して放送するという形式をとつておりますので、予算的には一応年間三回から五回という算出の基礎は置いておりますけれども、やはり必要性があれば、それは十分放送する形でございますし、先ほど申し上げました

）

約八億の研究費を使われたということなんですが、それは何か形に残つておるものがあるのです

○参考人(野村建治君) 宇宙開発のことにつきましては、先ほど会長からも申し上げましたように、郵政省を中心いたしまして、郵政省の電波研究所、私どもの研究所あるいは国際電電の研究所、電電公社の研究所といったようなものがいろいろ分担をして仕事をいたしております。私どものほうで主としていたしておりますことは、重点は放送用の衛星ということでござりますが、その中に使いますいろいろな部品がござります。それからもう一つは、放送用のものといたしまして、特に特別なシステムが必要であるというようなことから、部品のテスティングをいたします設備あるいはある程度のモデルと申しますか、そなたときの状態に相当するような試験をする設備等も、この費用の中から便宜やつております。全部をいたしまして、現在私どものほうで宇宙環境試験室もございますし、いろいろな宇宙に上げましたときの状態に相当するような試験をする設備等も、この費用の中から便宜やつております。全部が全部私のほうでやれることではございませんが、四者協力いたしまして、おのおの分担して研究を進めておるような状態でございます。

○松本賢一君 研究は進んで、製作というような段階にまでなって、一応できました。そうすると、どこかで、東大ですか打ち上げをやっているのは、そういうところで打ち上げて、そうしてそれはほんとうに地球を回るようになつたら、実用になるというようなことをやはり近い将来に一応御計画にはなつておるわけですか。

○参考人(野村建治君) この問題につきましては、宇宙開発委員会が国にできておりまして、これが全体計画をつくられておりまして、それからあるいは最近になりまして、宇宙開発事業団法案のようなものも提出されまして、これによりまして、開発の仕事を行なうと、いうようなことも、おそらく早晚まするというようなことになるらうかと思つておりますが、その際には、おそらく新しくロケツ

トもつくり、それから打ち上げます本体につきましても、宇宙開発事業団がその仕事を扱うというようなことで、私どもは、それに対しまして応分な協力をするというようなことにならうかと考えております。

○国務大臣(河本敏夫君) 簡単に申し上げますと、今度、宇宙開発事業団を科学技術庁とそれから郵政省が中心になりましてつくることになったわけでございますが、さしあたりの計画は昭和四十六年に電離層衛星というものを打ち上げます。これは総経費が約五十億足らずでございまして、着々準備が進んでおるわけでございます。それから昭和四十八年度に静止衛星というものを打ち上げるわけでございまして、これは総経費が約七十億弱でございます。これまでにはその衛星部門を郵政省が中心になりますて、NHK、電電、国際電電、四者が共同で開発をしておったわけです。ロケットの部分を科学技術庁が開発をしておったわけです。今度一緒になりましたて、計画を予定どおりやり上げたいということとで事業団がスタートすることになつたわけでございますが、東大のやつておりますロケットは、これと関係ありません。この事業団の中には入つていいのです。

○松本賢一君 案外時間がたつてしまひましたので、少し急ぎたいと思ひますが、それじゃ、国際放送、宇宙中継の問題はそのくらいにします。選挙放送について、お尋ねしたいと思いますが、この前どなたか委員の方からこの問題が出まして、そのときにラジオで現在やつている政見放送を少なくともテレビでやってもらいたいのだがといったようなお話を出たときに、川上専務理事ですか、どうもそれに反対なさるような御答弁があつたようなんですが、そうなんですか。

○参考人(川上行蔵君) 反対ではございませんで、私たちも前向きで検討いたしたい、そのためにはきまってなくとも、消極的に立ち会い演説会中継という形をとりました。ただ、あの際にもわれわれが検討いたしました問題点が二点あるという

ことを申し上げたわけで、一つは、東京とか大阪のような大電力圏内、ここでは数多くの県を一つの放送局でカバーしてもらわなければならぬという問題が一つ、それからもう一つは、テレビの影響力といふものが非常に強い際に、たとえば放送を悪用して、悪用するというと失礼になるかもしれないけれども、いわば泡沫候補的な形でこれをほんとうの意味での立候補の政見発表と違う目的にお使いになるということになりますと、非常に悪い影響が出てくるのじやないか。その点をどういうぐあいに考えたらいいかということを申し上げたわけであります。

○松本賢一君 そちらの問題なんですね。その悪い影響とおっしゃるけれども、これは公職選挙法というものがあるて、そして公職選挙法で許された範囲内のことは政見放送の中では言えるわけですね。それを録音——公選法によると、これを録音して、そうして、そのまま放送するということになつておるわけです。それを現在、ラジオではやっておるわけです。ラジオもテレビもお茶の間で聞くことについては変わりないわけです。それで、そういう際に、何となくあなたの御答弁はテレビへ持つていくということについては、反対であるが、なかなか自治省あたりもやっぱりしり込みするというようなことになりますので、ひとつがしたので、私としては、NHKの方がそういう消極的な意見あるいは反対意見をお持ちになつておると、なかなか自治省あたりもやつぱりしり込みやしない。来てみたところでたしかに数万人に来やしない。来やしない。そういうことは非常に大きな力があると思いませること、今後積極的に考えていただきたいと思うのですが。で、いまお話を参議院選舉で立ち会い演説の中継をなすつたと、これは立ち会い演説を

中継するということ、立ち会い演説をそのまま政見放送としてやるということは、いまの公職選挙法で許されていないから、取材ニュースのような形でおやりになつていただけですが、それはいずれ公選法の改正ということも当然考えなければいけないと思いますけれども、去年おやりになつた結果について、ちょっとお伺いしておきたいと思いますけれども、どのくらいの県でおやりになつたのですか。

○参考人(川上行蔵君) 一道三十一県。ですか
ら、大電力圏を除きました、実施いたしませんでしたところは香川県だけです。

○松本賢一君 それで、聴視率というのですか、それはどのくらいあつたのですか。お調べになりましたか。

○参考人(川上行蔵君) ちょっと手元に資料がございませんので、各都県によりまして、放送時間も違いましたし、なにでござりますけれども、大体5%から6%くらいの聴視率がありました。

○松本賢一君 五%、六%というのは相当の数だろうと思いますが、これについて、もう一步進めると、いうことに法の改正をすれば、一番いいだろうと思いますが、法の改正をしないまでも、NHKのほうで考えてみていただきたいのは、一回より二回、二回より三回のほうがいいと思うので、そういうことの可能性はありますか。

○参考人(川上行蔵君) これは、参議院の場合、全県一区でございまして、非常にやりやすかったと思ひますけれども、衆議院の場合は、一県が三つ、たとえば新潟県ですと、四区ですか、こういふふうに分かれますので、これは全部二回やるということになりますと、なかなかむずかしい問題が出てくるかと思ひますけれども、いま御趣旨のような点でできるだけ政見をみんなにわかっていただくようになります。このようなつもりで十分に検討して進めたいと、このように考えております。

○松本賢一君 これは、選舉のほうの話になりますけれども、立ち会い演説の場合なんかでも、ま

あ、これは何十回かやつて順ぐり順ぐりに順序が変わっていくからいいのですけれども、順序によつて、特に立ち会い演説の場合は、第一順位というのは非常に損するわけです、候補者が。すると、それだけ中継されると、その候補者は、まことにどうもあと味が悪いわけなんで、私などは運よく三番目に当たりましたからよかつたのだけれども、一番最初の人は全く気の毒だ、ざわざわして。そういうこともありますので、できれば順序の変わつたところでもう一回と、あるいはできれば三回とかいうようなことにしたほうが公正を期せられるのじやないかという気がするので、その点もひとつあわせて考えていただきたいと思います。

○参考人(川上行蔵君) おっしゃった点は、十分検討いたしたいと思います。

○松本賢一君 もうだいぶ時間もたちましたので進みますが、テレビの番組について、ひとつお尋ねしてみたいと思うのですけれども、テレビの番組が、報道とか、教育、教養、娯楽というようにいろいろ分けられているわけです。分類がされているわけですが、その分類すること、まあそれぞれの定義といいますか、これは非常にむずかしい問題らしいですがね、それで、私たちもプログラムを見て、これがさて何だろうか、何に入るのだろうかと思いつながら、ときどき見たりするときがあります。参考までに、この間NHKの番組に色分けをしていただいたわけなんです。それを見てみますと、まあ、私たちが当然だと思うものもあるし、おややと思うようなやつも確かにあるわけですね。それで、これはどういうのが教育で、どういうのが教養かということをいまここで定義を、NHKとしての定義を聞いてみたところで、抽象的になつておるのでしようから、この間の局長さんがお読みになつたようなものが出てくるので、これは、われわれ耳に入つてもしようがないものなんで、わからんすけれども、大体これはNHKでおやりになつておるのでしようから、この間の局長さんでおやりになつておると、民間の各放送局でおやりになつておるのはだいぶ違うのですが、ど

うなんですか、局長さん。
○政府委員(石川忠夫君) この色分けは各放送事業者の自主的な判断にまかされているということをございますので、N H Kと民間放送事業者、また民間放送事業者の間でも違つておる。こういうことでござります。
○松本賢一君 それで、これは非常にいまいろいろと議論のあるところだらうと思うのです。たとえばさつき私が拝見した一例を言いましても、何というのですか、いけ花の指導という番組があるのです。それから、お料理のあれがあるのでね。いけ花のほうは教育番組になっている。お料理のほうは教養番組になつておる。こういうところは、一体どういう理由から、そうなつておるのか。
○参考人(川上行蔵君) ちょっと形式的な分類になるかと思ひますけれども、教育番組のほうは、放送法の、この前、電監局長がお読みになつたためにも、読みましたように、教育的な目的で、連續的なシリーズを組んで、その内容が、あらかじめみんなに公衆に周知されているというところがなにでございます。それから、同時に、いけ花という一つの技術を身につけるというところで、教育番組ということにしておるわけござります。
お料理のほうは、まあお料理という技術を身につけるという点においては一緒かもしれないけれども、これは毎日毎日別に内容が事前にわかるような形ではいたしておりませんし、それから、系統立つて連續的なシリーズでないという意味で一応教養番組というところに、分類を入れておるという形でござります。
○松本賢一君 これは、何もここで議論するわけじゃないですけれども、いけ花というものは、普通の国民生活からいってたら趣味ですね。職業でやつている方は別として、一般からいえば趣味の問題です。料理というものは生活必需品ですね、どちらかというと。そうすると、これを教えるほうは教育だと思う。それから、いけ花のほうは、これは教養だと思うのですが、どうですか。

○参考人(前田義徳君) ごもっともですが、私どもの考え方は、料理の場合は、特別の対象を持たないで、大多数しかし、大多数であっても、特別の階級というと語弊がありますが、たとえば郷土料理、その他もあるわけで、そういう意味で特定の対象を目標にしないというものは一応教養派とも、こう考えるわけです。ただいけ花の場合は流派もいろいろありますて、したがつてある意味では、いけ花とか、茶の湯とかいうものは一応対象が考えられる、しかもその演出のしかたは組織的かつ継続的にやる、ですかから料理の場合ですと、きょうはお魚が出てくるかと思うと、その次には野菜が出る、あるいは非常に高級料理が出るかと思うと、地方の材料を使った料理が出る。しかしいけ花の場合はいろいろな流儀をも含めて、特定の対象に対しまして、そうして組織的にやっていくという意味で、私どもとしては、一応前者を教養、後者を教育と、こういうように考えておるわけです。

○松本賢一君 まあ、それはいろいろとあるでしようから、何かそういうようなやっぱりきめ方をしないで、色分けができるないでしようから、しようがない、いまここで議論してみたところで、しようがないので、それはそれでそういうものかななどと思って理解しますけれども、あれですね、この間、お話を聞いておりますと、民放のほうは許可をなさるときに一般は、三〇%教育、教養番組を入れると。それからNETとか十二チャンネルとかいう特殊なものは、五〇%以上やれといったような条件をつけて許可しておられるということですが、それに対する、その放送番組内容に対する点検とか、それに対する間違った場合には、警告するとかいったようなことをなさつておるのですか、どうなんですか。

○政府委員(石川忠夫君) 先ほども申し上げましたように、この放送番組の中身についての判断といふものは、それぞれの放送会社、放送事業者が自ら的にやる、もちろんそれぞれ放送番組審議機関を持つておりますので、そちらと相談してとのこ

と思ひますが、それいたしましても、自主的に判断する、こうしたことなどでござりますので、そうした判断に従つて、私どものところへ結果として何%、何%ということで出てくるわけでござります。それを見ますと、今までのところ各社とも三〇%以上やつてゐる、こういう結果になつてゐるわけでございます。ただ、警告をしたかといふことにつきましては、十二チャンネルにつきまして、昨年の四月と、それから八月に、現在の十二チャンネルの番組等から考へると、この局を開設した趣旨にもとる疑いがあるということで警告をしたわけでございます。

○松本賢一君 十二チャンネルに対してはなさつたことがあるわけですか。

○政府委員(石川忠夫君) 警告を出したわけでござります。

○松本賢一君 それに関連して聞いてみたいのですけれども、法律を読んで見て、私どもびんと来ないんですけども、何か特別な何とかいうことばが使ってありますね。特別な事業計画による放送を行なう放送局というものが、NETや十二チャンネルのようなのを言うわけですか。

○政府委員(石川忠夫君) そのとおりでござります。

○松本賢一君 そうすると、この特別な事業計画というものはもっぱら教育的効果を目的とする放送を行なうものであるとなつてゐるんですが、たまたまNETや十二チャンネルは、教育的効果を目的とするという特別な事業計画を持つておるから、そらなるでしようけれども、そのほかの場合もあり得るわけですね。たとえば音楽を中心になると、演劇を中心にするとか、ドラマを中心にお送りする局をつくるとかいったようなこともあります。

○政府委員(石川忠夫君) 抽象的には、そういうことが考えられるわけでござりますけれども、今までのところ特別な事業計画を放送局として取り扱つてまいりましたのは、この教育専門局だけです。

つくられるときには、「うっかりしているとしくじりますから」と、こういうようなことをおっしゃるわけだ、非常に生き生きとしたことばでおっしゃるわけです。それを相手の若いアナウンサーなんか知りませんけれども、そういう人が、「細心の注意を払うことが必要なんございませんね」といったようなことを言うわけなんですが、言つてもらわなくてもいいんですよ、そういうことは、そういうやうにものごとを一方の人が、非常に深い体験からほどばしり出てくることばを非常に平板な抽象的なことばに直して、見たり聞いたりしている人の印象をぶちこわしてしまうというやうなことが得てしてありますから、そういう点ひとつ、これは簡単なる感想ですが、そういうやうな点にも、ひとつできるだけ生き生きとした余韻を持つた放送をしていただきて、そしていつまでもいいあと味の残るようにひとつお願いをしたい、これは特に教養番組については、そういう感が深いと私は感じるのです。これは御答弁いただかなくていいです。

が、そういうことに主力を注がれるということがあります。それについて、私はむしろ賛成だと思います。それで現在NHKの考えておられる行き方でいいんじやないか、むしろもつとこれは夜おそくなから古典——を西洋でも日本でもいいですから、古典のものをやっていただければね。

それで一つ聞いてみたいのは、NHKだけが十二時にびしゃりと放送を切つておしまいになるのですけれども、あれはどういうことなんですか。民間放送はみんなもつとおそらくまでやっておりますけれども。

○参考人(川上行蔵君) やはり国民働く人を中心で考えていくということを考えますと、どうしても生活にある限界があつていんじゃないかというので、一応夜の十二時で打ち切るということにして、国民の大多数の方の生活をあまり乱さないようにというようなことでやっておるわけでござります。

○松賢本一君 これはまあ夜、人によつては、仕事の次第によつては、そういう時間に非常にやつてもらいたい人も相当数いるんじやないかといふので、一応夜の十二時で打ち切るということになると、國民の大半の方の生活をあまり乱さないようにというようなことでやっておるわけでござります。

○参考人(川上行蔵君) NHKは古典番組を保存するという意味においては、かなり力を入れているつもりでございまして、邦楽とかお能とか、狂言とか、そういうものもかなり一般の時間数としてももう大体聞かない時間になつて、そういうことをやつていただくということ、これは感想ですけれども、どうですか。

○参考人(川上行蔵君) NHKは古典番組を保存するという意味においては、かなり力を入れているつもりでございまして、邦楽とかお能とか、狂言とか、そういうものもかなり一般の時間数としては入れているつもりでございますが、もつと研究をいたし充実していきたい、こういうように考

○松本賢一君 と申しますのは、その時間だと、やはり普通の時間にやたらにそういうものを入れられますと、またこれは一般の人には向かないといふこともあって、チャンネルの奪い合いといふようなことも起こつてくるしといったようなことで、もう人がやめてしまふ時間にひとつもの好き年寄りだけに聞かしてやろうといったような、そういうことも考えていただいてもらいたいぐらいの程度で申し上げておるわけです。

それからよいよ最後にひとつお聞きしたいのは、沖縄のテレビの事情はどういうふうになつておりますか、聞かしいただきたいと思います。

○参考人(前田義徳君) 沖縄のテレビは、昨年の十二月から公共放送が活動を開始しまして、それ以前に商業放送がテレビ局としては二局ございました。NHKとこの三局の関係は商業放送の二局については、ここ数年来御要望に応ずる番組を差し上げております。

それから公共放送との関係については御承知だと思いますが、本年度予算の中でも特別立法がございまして、NHKが三億五千万円の設備援助をすることになつております。この設備援助は完了いたしまして、その結果として、公共放送が電波を発射したわけでございまして、沖縄の事情は全く日本と同じであります。公共放送は聴視料を取るというたてまえ、そのかわり広告放送を行なわない。商業放送についても日本と同じ条件でございます。現在公共放送は放送センターの完成を急いでおりまして、今月末には、その放送センターの建設が完成する予定でございまして、来月十月一日にその完成の式典を行なうことになつております。

○松本賢一君 そうすると、NHKの総合テレビというようなものを日本全国でやつていらっしゃる。そういうものを沖縄でやはり同様におやりになるわけですか。

○参考人(前田義徳君) 時間数は現在のこところ非常に少ないのですけれども、たてまえは同じようになりますと、またこれは一般の人には向かないといふこともあって、チャンネルの奪い合いといふようなことも起こつてくるしといったようなことで、もう人がやめてしまふ時間にひとつもの好き年寄りだけに聞かしてやろうといったような、そういうことも考えていただいてもらいたいぐらいの程度で申し上げておるわけです。

それからよいよ最後にひとつお聞きしたいのは、沖縄のテレビの事情はどういうふうになつておりますか、聞かしいただきたいと思います。

○参考人(前田義徳君) 沖縄のテレビは、昨年の十二月から公共放送が活動を開始しまして、それ以前に商業放送がテレビ局としては二局ございました。NHKとこの三局の関係は商業放送の二局については、ここ数年来御要望に応ずる番組を差し上げております。

それから公共放送との関係については御承知だと思いますが、本年度予算の中でも特別立法がございまして、NHKが三億五千万円の設備援助をすることになつております。この設備援助は完了いたしまして、その結果として、公共放送が電波を発射したわけでございまして、沖縄の事情は全く日本と同じであります。公共放送は聴視料を取るというたてまえ、そのかわり広告放送を行なわない。商業放送についても日本と同じ条件でござります。現在公共放送は放送センターの完成を急いでおりまして、今月末には、その放送センターの建設が完成する予定でございまして、来月十月一日にその完成の式典を行なうことになつております。

○鈴木強君 少し時間が、きょうははんぱですか
ら、一つ二つお伺いしたいと思います。

最初にFM放送について、FMは三月から本放送に実施に踏み切っているわけですが、いま現在全国で放送やっているFMは幾つあるのですか。

○参考人(野村達治君) 百七十局でございます。

○鈴木強君 四十三年度に計画をしておった四十局がありましたね。その四十局は三月末までには完成するようになっているのですか。

○参考人(野村達治君) いろいろな事情がございまして、免許をいただきますのがおくれましたために、四十三年度中にはでき上がりませんけれども、四十四年度には全部でき上がる予定になつております。

○鈴木強君 これは予算的にわれわれが承認したというのは当然周波数の割り当てがある、そう考えて承認しておつたわけですが、どうして周波数の割り当てがおくれたのですか。

NHKの四十三年度の四十局の計画については、残念ながら周波数の割り当てが延びておくれて、ついに実施されなかつたというのですよ、NHKは。われわれは当然四十局を承認するときには、周波数の割り当ては行なわれて、四十三年度中に放送が実施できる、こう考えて承認したはずですから、どういうわけでおくれたかということです。

○政府委員(石川忠夫君) これはFM放送の本放送の予定が実はおくれまして、そういうことでおくれおくれになつて、現実には翌年度へ延びた、こういうことでござります。

○鈴木強君 これは国民に対して申しわけないと思われますか。

○政府委員(石川忠夫君) 私どもは、できるだけNHKの実験局、実用化試験局、こういった形を本放送にしたい、こういうことで実は本放送にできるだけ早くしたい、こういうことに努力してまいったところでございまして、そういう現実の問題としては確かに四十局がおれたということは遺題

憾なことだと考へております。

○鈴木強君 まあ、われわれは承認をする立場に立てば、当然四十三年度中に放送が実現できる、こう期待しておったわけだから、そういう意味では多數の聽視者は期待を裏切られたわけであつて、こういうことが予算編成のつどやられては困るわけですね。できないなら、できないでもうあらかじめそういう方針でやつてもらいたいです。

よ。できるかできないかわからぬがやつてみよう。そういうやり方は迷惑ですね。今後注意をしてもらいたいと思うのです。

それからことしこの計画によると、さらに四十局ですか、それと五十局に着手する、こういうのだけれども、四十局については、これは大丈夫ですね、周波数の割り当ては、両方からひとつ聞いておきたい。

○参考人(野村達治君) NHKといたしますと、すでに三十局につきましては、四十三年度分のいろいろな手配を進めておりましても、十分なる用意を整えてやつていきたく考えております。

○政府委員(石川忠夫君) だいじょうぶだと思います。

○鈴木強君 だいじょうぶだと思います。うたよりのないことじやだめです。だいじょうぶあります。こういう答弁をしてくれなくちゃ困る。

○委員長(永岡光治君) 波の割り当てはだいじょうぶかと、こういうことです。

○政府委員(石川忠夫君) と思ひます、と申し上げましたのは、いまさら懇意に説法で、ここで申し上げるのもおかしなことでございますが、チャンネルプランをきめて、初めてだいじょうぶだということがはつきり確言できることでござりますのでそう申し上げたんで、事実上はだいじょうぶでございます。

○鈴木強君 それから大臣伺いますが、いよいよFMが本放送化されていくわけです。そこで、

とりあえずNHKが三月一日から切りかえがなつたわけですが、民放の、特に問題になつておつたところには、東京、大阪、名古屋、福岡、この四地区に對しての

チヤンネルプランは、小林郵政大臣の当時におつくりになったことがある。これについては、いろいろわれわれも意見を持つておるし、また東京におきましては、六十六社といふ多数に申請がのぼっておりますから、よほどこれは慎重を期してもらわないと、問題が起きるよう思つてます。

電波のいわゆる公平な分配ということですね。そういう趣旨からして、やつていただきなきやならないのですが、たまたま当委員会がありました日でしたか、二十日の日、河本郵政大臣が閣議後の記者会見で、東京など四地区のFM音楽放送局について予備免許を与える予定であるという趣旨の御発言をなされておりまして、その発言の内容を新聞によつて私ども拝見しますと、一つは、「東京など四地区に音樂を主体としたFM局のチヤンネルプランを決めたが、これらの地区からは多数の免許申請が出されているので、大阪、名古屋、福岡については地元の県知事に、東京は日本商工會議所会頭、足立正氏に申請一本化への調整を依頼していた。最近になって各地での話し合が急速に進み、一本化への見通しがついたので、二十八日に予定されている電波監理審議会にはかつたうえ予備免許を与えたい。」これが一つ。もう一つ、われわれが問題にしておりましたFM東海の問題については、「FM東海の実験局の免許が今月末で終わるので、新しい局ができるまで暫定的に九月一ぱい免許を延長したい。この免許が切れまるまでは、新しい局から試験電波は発射できるようにしてほしい。」こう、いろいろ述べておる。実は、この東京のFMについては、われわれは前から、いろんなうわさを聞いております。そこで、私はきょうこの問題を、ぜひ大臣から明らかにし

てもらいたいと思うのです。

順序としてまずお伺いしたいのは、東京、大阪、名古屋、福岡の各地区における申請者の数で

ありますね。これについての申請の締め切りは

どうなつてあるか、これをまず聞きたい。

○政府委員(石川忠夫君) 数と日付の問題については、政府委員に答弁させます。

十六、それから大阪が三十三、名古屋が三十、それから福岡が三十九、以上でございます。それか

ら申請の締め切りにつきましては、当初三カ月間で二月末まで、こういうことで締め切りまして、それから二月末でこの取りまとめができない、こ

ういう状況になりましたので、一ヶ月延ばしまし

て、十二月一日から二月末までの間ににおける申請も入れて目下審査の対象にするということにしているわけでございます。三月末日で締め切つております。

○鈴木強君 それは四地区ともそろですか。

○政府委員(石川忠夫君) そのとおりでございます。

○鈴木強君 その他の地区は。

○政府委員(石川忠夫君) その他の地区につきましては、締め切つております。

○鈴木強君 この二月末を、三月末に延ばしたと

いう理由は、一体どういう理由だったのですか。

○政府委員(石川忠夫君) 二月末の三カ月間で、免許作業ができるという判断のもとに、三カ月間で切つたわけでございますけれども、これができ

ない、こういう見通しが二月末になりまして、つきましての、これを一ヶ月延ばしたということ

でございます。ただ延ばすのはおかしい、こうい

うことと、十二月一日から二月末までの間におけ

る申請は、当初二月末までに審査をする場合の対象には入れなかつたわけでございますので、延

ういうことでございます。

○鈴木強君 受理年月日というのが一番おそいのが四十三年十一月三十日、FM新東京放送というのが一番おそいのですね。これは申請書を受理し

た月日が十一月三十日で、結局三月末までに審査

をして受けつけたというふうに理解をしていいわ

けですか。

○政府委員(石川忠夫君) いま申し上げた二月から三月に一ヶ月延ばしたことによつて入つてきたのは、久留米に一社あるだけでございます。

○鈴木強君 東京地区にはないわけですね。

○政府委員(石川忠夫君) 東京にはございません。

○鈴木強君 そこで、東京の場合は、六十六社の申請があるわけですが、この間、郵政大臣はどういう基準をつくつて申請者に對して認可をするよう指導しておられるのか、ちょっとわかりませんから、お尋ねをしたいのですが、たとえば東京の場合には、新聞関係とか、放送関係とか、こういうふうな方々の申請がかなりござりますね。今回あなたが足立さんと調整を依頼した場合はこの六十六社を対象にして認可をするという方針でやつておられるのか、それとも新聞とか、放送関係を除外して認可をしようとしているのか、その基本的な態度はどうですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 一定の基準を設けまして、調整を依頼しておりますが、その具体的な内容につきましては、政府委員から答弁させます。

○政府委員(石川忠夫君) ただいまお話をございましたように、新聞社並びに既設の放送事業者と今度の新設のFMとの新設社との結びつきを排除しないでございまして、新聞社、通信社または放送事業者からの出資は行なわせない、それからまた新聞社、通信社、放送事業者の幹部職員は今度の新設会社の役員にはならないようになります。

○鈴木強君 その新聞社、通信社、放送事業者關係を除外したということは、マスコミの独占排除という立場に立つてやつたのか。あるいは今回これらを除外したその他の人たちでやろうと、うなことを骨子にしておられます。

○鈴木強君 その新聞社、通信社、放送事業者は、少なくとも申請の自由、認可するしない方は、少くとして、申請の自由権というものを一方的にあなたのはうでじゅうりんしたのですから、

これは押えつけてしまつたといふやうになるわけです。その辺は関連をひとつはつきりしてもらいたい。

○政府委員(石川忠夫君) ただいま申し上げました点は、既設のマスメディアとの結びつきは排除しようと、こういう考え方でやつておる。従来の考え方のいわば踏襲のようなことでござります。

○鈴木強君 この前の委員会で、私がマスコミの独占排除については大臣伺いました。それで少なくとも文字と音声の二つについてはこれは禁止する。それからラジオとテレビ、音声と映像の兼営も好ましくない。これは大臣からも言われておりました。それから、全国各地にFMの申請がありますが、同一系統の資本の中から少なくとも出資をするということが明らかになれば、東京と大阪と名古屋と申請しておつても、それは認めないと。だから、いま局長の言われたのは、いわゆる一般的な新聞、通信社等のマスメディアですね、そういうものとの兼営というものは独占禁止のたてまあから禁止が当然である、そういう考え方でやつたわけですか。これは新聞は新聞として、それぞれ文字と音声ですね、これによつてスピーディーなニュースを伝えようということを考えられているかもしませんね。そういう点は、新聞社とか通信社とか、あるいは放送事業者の場合、いろいろありますけれども、こういう人たちを除外するについては、深い理解と納得というものを得ておるのかどうなのか。そういうことがなければ、独断的にこの人たちを排除して、あとでひとつ一本化してくれなんていうことを言つたつて、おさまらないわけですよ。そこはどういうふうになつておるかといふことです。

○政府委員(石川忠夫君) FM放送につきましては、すでに御承知のとおり、今回のやつはFM放送の特質を生かす放送を四地区に行なおうというのでもござります。このほかに将来考えられる点は、中波の代替放送というもの、それからNHK

というもので、大体原則的には一県に三波置こうというものが現在考へられてゐる考え方でござります。

○鈴木強君 は、今日は保留いたしまして、次の機会に考へました。新規社あるいは既設放送業者につきましては、申請当事者と十分に話し合いをしてあるかとは、申請当事者と十分に話し合いをしてあるかと

いうことを聞いておるのであります。

○政府委員(石川忠夫君) これが現在何と申しますか、申請書の処理の一つの作業でございます。

○鈴木強君 申請書の処理の作業といつたつて、たとえばいま申し上げた将来を展望して、そこで何を考へようという、中波の代替の問題も含めて。今回は音樂専門放送局で、たとえば、あとか

ら聞きますが、基準は何%を音樂によつて占めなきゃいかぬとか、つけているのかもしれませんね。そういうものについて、教養的なものにつ

いては、その中に入らぬと、いわゆる音樂専門局としてどうも新聞社とか通信社のほうには向かぬと、そういうふうな考え方のもとに今回は除外

たといふのか、そちら理屈を立てて申請者にちやんと丁寧に事情を説明してありますかといふことを聞いておるのであります。

○政府委員(石川忠夫君) 具体的に一社一社について説明ということはしてございませんが、たゞいま鈴木委員のお話に出ましたように、今回のFM放送は、主としてとにかく音樂放送を実施する

ためのFM放送である。こういうことから、新聞社には一般に御遠慮をお願いしたいといふことで大方の何と申しますか、御理解をいただいてお

たが、あるいはいただきつゝある、こういうふうに私は理解しております。

○鈴木強君 そうすると、新聞、通信社には、将来の中波の代替等の問題も含めて、何か考慮をしてあるわけですか。

○政府委員(石川忠夫君) そういうことも、いま具體化しておるわけではございませんが、将来

の問題として、そういうことも考慮している、こういうことでございます。

○鈴木強君 そこで、これを許可するにあたつて、いまの放送番組の中に占める基準ですね、そういうものは、あれですか、主として音樂専門放送局のものであります。しかし、何%以上は音樂をやりなさいと、こういうよう示してあるのですか。

○政府委員(石川忠夫君) 私どもとしては、先ほどお話を出ましたように、音樂を主とする放送とどうして東京は知事に依頼しておるわけですか。美濃部さんが社を考へておるわけでございます。

○鈴木強君 そこで、東京は足立さんに調整を依頼した。大阪、名古屋、福岡は知事に依頼しておるわけですね。しかし、どうして東京は知事に調整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんが社会革新の知事だから、東京はどうも知事に依頼してもまずいということです。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんが社会革新の知事だから、東京はどうも知事に依頼してもまずいということです。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

上げますと、東京都からもFM放送の申請が出でるわけでございますが、他の三県については出でおりません。

○鈴木強君 それは理屈にならないですよ。去年の小林大臣は、山梨県のFM放送の発起人代表者に調停を依頼しているじゃないですか。山梨県の場合は、知事に依頼しないで、特にある特定の代

議士に、しかもそれはある放送会社を申請しておる代表ですよ。代表の代議士に調停を依頼している。いま石川さんの言つたような理屈は首尾一貫していいんじゃないですか。だから、東京は美濃部さんがどうも知事だから、ちょっととまずいからといふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

整を依頼できなかつたのですか。美濃部さんはどうも知事だから、ちょっととまずいから

といふことでやつたのじやないです。政治的にやつたのじやないです。そのためそのときの適

○國務大臣(河本敏夫君) 重ねて申し上げますと、先ほど局長がちよつと言いましたように、東京都は都としてFMの申請を出しておると、こういうこともござりますので、まあ足立さんが一番よからうと、こういう結論でございまして、政治的な意図はございません。

○鈴木強君 わかりました。政治的の意図がないということですから、私は了解します。

それからもう一つは、前よりも進歩ですよ。前回の山梨県のような申請当事者が筆頭代表者になつてゐる者に、郵政大臣が調整を依頼するなんということは、非常識もはなはだしいですよ。そういうことをやつてゐるために、大きな問題を起きたのです。そんなばかなやり方をするものだから。まあそういうことから見れば、一步反省して、これは当事者であるからまずいと。だからはずしました。これは筋ですからね、よくわかりました。そういうふうに筋を立てて今後やつていただきたいと思うのです。

それから、いま現在、東京、名古屋、福岡、大阪、この四つの一本化の調整工作というのはどういうふうに進んでおりますか。大臣がおっしゃるように進んでおりますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 四地区ともおむね順調に進んでおります。大体調整がほぼ終わつたところもございますし、最終段階のところもござります。大体二十八日前後にはおおよその調整が終わるのではないか、かように考えております。

○鈴木強君 そこで、この東京の場合には、いま郵政省が考へているのは、二つの波を考えているわけですね、FMについては。一つはNHK、これはだれも異議ないと思いますね。もう一つは、現実にFM東海という実験局があるわけですね。したがつて、大臣が九月まで免許を延長したといふことですから、そのことについては、十分分配慮をいたいでいると思います。ここのこととは私

は感謝いたしますが、しかし、一体このFM東海は九月一ぱいで免許が切れます。このままでと解体しますね。一体その措置をどうするか。FM東海当局との間に、六十何社のうちで新聞、通信放送関係を抜いた三十五社くらいになりますか、その調整工作をやる中で、一体FM東海といふものをどうとらえてやつておられるのか。これ

はただ足立さんによろしくお願ひしますといふだけでは済まぬと思うのですよ。ですから郵政省として、裁判問題にまでなつたことですから、これは一つの考え方というものを示して、その中で調整工作というものをやつていただいていると思ふのですけれどもね、その間の経緯をひとつ伺いたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) FM東海も入つていてだいて調整工作が進められている、かように了解しております。それからFM東海は通信学生などもございまして、その方面で迷惑をかけてはいけませんので、これは本放送をやるまでの間、何か便宜の措置を考えていきたいと、かように考えております。

○鈴木強君 その点はわかりました。足立さんと

よう、二十八日の電波監理審議会に予備免許を付与できるような形ができるのですか。いま現在

の状況はどうなんですか、ちょっと伺いたいのですが。

○國務大臣(河本敏夫君) 四地区ともおむね順調に進んでおります。大体調整がほぼ終わつたところもございますし、最終段階のところもござります。大体二十八日前後にはおおよその調整が終ります。

○鈴木強君 そこで、この東京の場合には、いま郵政省が考へているのは、二つの波を考えているわけですね、FMについては。一つはNHK、これはだれも異議ないと思いますね。もう一つは、現実にFM東海という実験局があるわけですね。したがつて、大臣が九月まで免許を延長したといふことですから、そのことについては、十分分配慮をいたいでいると思います。ここのこととは私

たないで中道を歩み、一筋にこの電波の公共性とそれを守らうと思って私はやつてきておりまつています。そういう立場から、特に、最近の調整段階においていろいろなうわさもあります。うわさでなくて現に文字にあらわれている点もあります。

参考のために申し上げますと、たとえば昭和四十四年二月十九日付の日刊政経速報というのがあります。はつきり言つておいたほうがいいと思いますから。

「NHKに続き新東京放送にも認可内定かFM放送認可選定ほぼ終了」という見出しです。『明年度から本格的に開始されるFM放送は認可ワク二社のうち一社はNHKに認可があり、残る一社をめぐつて六十数社が郵政省に認可申請を出しているが、同省筋によるとすでにその選定が終わりますから、N東京放送の社名で明年三月放送をメドに目下の準備を進めているもようである。FM放送は(1)施設費がかかるため利益率が高い(2)印字機能があり、テレックスの代替になる(3)明年度以降十年間は独占放送になる——などの利点があるため、新聞関係者をはじめ各方面から認可申請をしており、はたしてどこに認可がおりるか注目されていました。

今回認可が確実になつた「新東京放送」は佐藤総理の推薦もあって白民党長老の林屋龜次郎氏を社長とする予定で、同氏の事務所がある東京・千代田区に同社の仮社屋を準備中だが』そのあとにあまりよからぬこと書いてありますけれども、これは応はばかりますが——よからぬというか、このあとに続いていることはちよつと省略しますけれども、そういうような記事がござります。それから三月二十四日付の放送ジャーナルの速報によりますと、

願申請者に対し、趣旨書を配布同時に出資額を示しており、某申請筋には一千万の出資割当となつてある。調整の骨子は、35競願社を対象に出資細分はまだ未確認であるが、大口出資としては林屋龜次郎、堀井剛、松前重義氏らが九%とされ、役員構成では林屋氏が社長に、そして専務には郵政省の幹部が就任の予定にあるとされるもの、なお若干の迂余曲折が今後に予想される。』とこう書いてある。これはですね、ただ一つの記事として私は読み捨てる事ができませんから、あえてきよう大臣に伺うのであります。実際に、専務を郵政幹部などということが、出ておるわけですから、そういうことが実際にやられているのかどうなのか。佐藤総理が推薦したとか書いてありますからね、そうなりますと、事は非常にめんどくさいです。私は、そういういかなる圧力にも屈しないで公正な認可がされることを期待するわけですから、一応こういうふうな文書にまでなつて流れておりますから、二十八日といふとあと何日もないわけですね。さようの機会ですかね、ちよつとよかつたと思います。大臣に伺いたい

いと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほども申し上げましたように、調整は最終段階に入つております。いろいろ人事その他の面でも御苦労しておられるところだと思います。いまお読みになりました新聞あるいはニュース等につきましては、私は見ておりませんから、まあ巷間にはいろいろのお話を聞かせてして、その方がどういうメンバーチップを発起人代表といふのですか、調整者といふ要するに発起人代表といふのですか、調整者といふのですか、そういうものは足立先生に全部おまかせして、その方がどういうメンバーチップを発起人代表にするとか、あるいは調整については、どうやるとかいうようなそういう措置は、全部足立正さんによつてはっきりしてあるということですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 郵政省が調整をお願いをいたしましたのは、商工会議所の会頭足立さんを訴えてきました。したがつて、これは老婆心からといふことで、東京はほとんど財界の方々ばかりが出来ます。その中をちょっとと読んでみますと、各地区の競願調整状況をみると、まず注目の東京地区は、それから三月二十四日付の放送ジャーナルの速報によりますと、

東京地区足立、植村氏が調停斡旋役に、35社對象大口は林屋、堀井、松前諸氏、役員構成は林屋社長、専務を郵政幹部と見出しが出ておりま

す。その中をちょっとと読んでみますと、各地区の競願調整状況をみると、まず注目の東京地区は、それから三月二十四日付の放送ジャーナルの速報によりますと、

東京地区足立、植村氏が調停斡旋役に、35社對象大口は林屋、堀井、松前諸氏、役員構成は林屋社長、専務を郵政幹部と見出しが出ておりま

すが、私は今日まで命をかけて電波の公正な使用を訴えてきました。したがつて、どちらの肩も持つたないで中道を歩み、一筋にこの電波の公共性とそれを守らうと思って私はやつてきておりまつています。そういう立場から、特に、最近の調整段階においていろいろなうわさもあります。うわさでなくて現に文字にあらわれている点もあります。

参考のために申し上げますと、たとえば昭和四十四年二月十九日付の日刊政経速報というのがあります。はつきり言つておいたほうがいいと思いますから。

「NHKに続き新東京放送にも認可内定かFM放送認可選定ほぼ終了」という見出しです。『明年度から本格的に開始されるFM放送は認可ワク二社のうち一社はNHKに認可があり、残る一社をめぐつて六十数社が郵政省に認可申請を出しているが、同省筋によるとすでにその選定が終わりますから、N東京放送の社名で明年三月放送をメドに目下の準備を進めているもようである。FM放送は(1)施設費がかかるため利益率が高い(2)印字機能があり、テレックスの代替になる(3)明年度以降十年間は独占放送になる——などの利点があるため、新聞関係者をはじめ各方面から認可申請をしており、はたしてどこに認可がおりるか注目されていました。

今回認可が確実になつた「新東京放送」は佐藤総理の推薦もあって白民党長老の林屋龜次郎氏を社長とする予定で、同氏の事務所がある東京・千代田区に同社の仮社屋を準備中だが』そのあとにあまりよからぬこと書いてありますけれども、これは応はばかりますが——よからぬというか、このあとに続いていることはちよつと省略しますけれども、そういうような記事がござります。それから三月二十四日付の放送ジャーナルの速報によりますと、

東京地区足立、植村氏が調停斡旋役に、35社對象大口は林屋、堀井、松前諸氏、役員構成は林屋社長、専務を郵政幹部と見出しが出ておりま

し、いま大臣が直接免許の衝に当たつておるわけです。新しい河本大臣がいま申されたようによくあくまでもガラス張りの中で公正にやついていきたいといふお話をですから、私は大臣のその御発言をあくまでも信頼いたします。ただここにありますような、ある役員をだれかが押しつけて、こういう会社の中の株をどうやって、これを役員にしたらどうかというようなことがもし行なわれたとするならば、これはあくまでも発起人代表なり株主総会において最終的には選ぶわけでしよう、民主的に、それが筋ですね。ところがその前段の行使として、そういうふうな特定なものが特定なものを押しつけてくるような、そういう動きがもあるとするならば、これは断固排除しなければならぬと思います。そうでないと、千載に悔いを残すよ

うな気がいたしますから、私はなお念を入れて、そういうことについては大臣のいまの御所見にございりますように断固として排除して、ガラス張りの中で公正にやつてもらいたい。もう一回大臣の意見を聞きたいのです。

○國務大臣(河本敏夫君) いろいろのうわさはあると思いますが、しかし、先ほども申し上げましたように、あくまで公正に、ガラス張りの中で全部を仕上げていきたい、これが私どもの念願でございます。

○鈴木強君 そこで、もう一つ聞いておきたいのですが、東京の場合、FMが二つしか割り当てられないと、こういう方針をとつておられますけれども、これは石川さんに専門的に伺いましたけれども、いまのUHFの中でFMに使えるバンドは七十六メガから九十メガですね。これは間違いないですね。そのバンドは百KCとつておりますが、FMの場合は、そうすると、大体日本の使える周波数というのは幾つあるのですか。

○政府委員(石川忠夫君) お説のとおり、割り当て得る波は七十六メガから九十メガでございますけれども、東京におきましては、九十メガサイクルからすでにテレビの一チャンネルがございます

ので、現実に割り当て得る波は七十六メガから八十六メガでございます。で、これは使用するバンド幅は二百KCでございますけれども、隣接チャンネルとの間隔がございますので、あわせて一メガ必要であるというふうに聞いております。

○鈴木強君 それはバンド幅は百KCで足りないですか。つまり二百KCの場合もあると思いませんが。だから原則としては、百KC幅で、これはやれるんじゃないですか、その点はどうですか。

○参考人(野村達治君) これは電波法の規則できめおりまして、FM放送につきましては、二百KCにいたしております。実際やります幅は百KC以下でございますけれども、必要なバンド幅は二百KCでございます。

○鈴木強君 そうだと思います。ですから実際にやれば百KCでやれるんです。それは二百KCバンド持つておれば安全性がありますからそうなります。ただし、二百KCでもござりますが、実際やろうとすれば、百KCでもやれると思うのです。地域によっては、二百KCとして幾つのバンドが取れますか、五十ですか。

○政府委員(石川忠夫君) 割り算をしますと、五十分取れることになります。

○鈴木強君 そこで私はこの次ですね、放送の問題で文部省からも来ていただきよく手配しておきます、二十八日予定の。

そこでもう少し詳しく伺いますが、社会教育審議会のほうから答申が二十九日ころですか、出るようになります。だらまでは、日本は二波しか割り当てられない、一体幾つが適切かといふ、そういう中からチャンネルをきめて、そうして申請を受けつけるようにしないと、私はいけないと思っています。だからまだ余裕があるようにも思うので、余裕がないなら、ないといふ具体的なこれは話をしてもらえば、そのほかの法律解釈することと違つて、実際技術的にこれだけだといふことになれば、何者もこれを動かすことはできないと思うのです、納得できる数字であれば。そういう意味ではつきりしておかないと、どうも東京は二つしかくれないのはおかしいじゃないかといふ意見がある。それに対してわれわれが確信を持って答えることができないでしょう、全体的なプランを見ないと。だからそういうものを早く示してもうかる。民放のほうも桜の花が咲くころと言つた七年前のときから延びてきているんだから早く

できないのか、三波できるのか、こういう点をつきり示してもらいたい。もしチャンネルプランが全体としてまとめておって、東京はこれだけだということであれば、その資料をひとつ出していただきたい。

○政府委員(石川忠夫君) 先ほど二百KCで割れば五十と申しましたけれども、隣接との間隔が八百KCございますので十波ございます。

○鈴木強君 それは隣接するやつの関係のこと百KCございますので十波ございます。

○参考人(野村達治君) これは電波法の規則できめおりまして、FM放送につきましては、二百KCにいたしております。実際やります幅は百KC以下でございますけれども、必要なバンド幅は二百KCでございます。

○鈴木強君 そうだと思います。ですから実際にやれると思うのです。それは二百KCバンド持つておれば安全性がありますからそうなります。ただし、二百KCでもござりますが、実際やろうとすれば、百KCでもやれると思うのです。だからここで私が納得できるような説明がしてもらえればいいだけでも、全体的なプランはこれからでよいのです。私はそう思うのです。だからここでだからその際に、はたして東京は二波しか割り当てられないのかということを検討してもらいたい。それはただ十でございますというのでは、それじゃちょっと納得できないのです。だからその際に、はたして東京は二波しか割り当てられないのかどうなのかということを検討してもらいたい。それはただ十でございますといふのです。私はそう思うのです。だからそこでもう少し詳しく述べます。社会教育審議会のほうから答申が二十九日ころですか、出るようになります。だらまでは、日本は二波しか割り当てられない、一体幾つが適切かといふ、そういう中からチャンネルをきめて、そうして申請を受けつけるようにしないと、私はいけないと思つています。だからまだ余裕があるようにも思うので、余裕がないなら、ないといふ具体的なこれは話をしてもらえば、そのほかの法律解釈することと違つて、実際技術的にこれだけだといふことになれば、何者もこれを動かすことはできないと思うのです、納得できる数字であれば。そういう意味ではつきりしておかないと、どうも東京は二つしかくれないのはおかしいじゃないかといふ意見がある。それに対してわれわれが確信を持つて答えることができないでしょう、全体的なプランを見ないと。だからそういうものを早く示してもうかる。民放のほうも桜の花が咲くころと言つた七年前のときから延びてきているんだから早く

されました八百KCの間隔が要ると申しましたのは、これは郵政大臣の諮問に応じて電波技術審議会が技術基準をきめました際に、そういうたいろいろなことを検討いたしましてきめました結果、従来つくられておりますFMの受信機が大体それに相応しているようなものになつておるためには、どうしても一メガサイクルのものが必要であるといふようなことから東京地区全体から考へて十局しか置けないということになつておるわけですが、もしこれを技術基準を改正しまして、さらにその間隔を狭くしてくれということにいたしますれば、これはまた別の道ができるてくるかと存じます。

○鈴木強君 これは、日本の場合はあまりにも電波が多過ぎて、朝早くから夜おそくまでじんすかじんすかやつているのだけれども、松本先生の御意見もありましたけれども、ああいう人も、夜寝るときくらいは静かに寝たほうがいいです。私も外國を回つてみても、日本ほど長時間放送をしている中におけるたとえば東京とか大阪とか名古屋とか、そういうふうな電波の非常にふくそくしておる中におけるたとえば東京とか大阪とか名古屋とか、そういうふうな地域においては、割り当つて非常に苦労されると思つます。だからで生きるだけ安全弁をとつて、バンド幅を百キロサイクルとかあるのは二百とかそういうものをきめていると思うのですが、それは一つの基準であるから、その基準を圧縮して可能かどうかかといふことを技術的な研究をしてもらいたい。その上でもつて、もう一回バンドを全部洗いざらい出してもらつて、それから免許というふうにかかるつてもうたいと思うのですが、何かどこかに余裕を残すようなやり方というのをこの際やめて、あるも

のを洗いざらい出したらいいのです。それを、大臣にひとつ検討してもらいたいと思うのですが。

○國務大臣(河本敏夫君) 関係者を集めましてよく検討いたします。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法改正に関する請願(第一三五
一号)(第一四〇三号)

第一三五一号 昭和四十四年三月七日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 奈良県橿原市慈明寺町慈明寺簡易
郵便局内 細川好代

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第一四〇三号 昭和四十四年三月十日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道虻田郡虻田町月浦簡易郵便
局内 小龜吉明

紹介議員 井川伊平君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信
信法の一部を改正する法律案

有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信
法の一部を改正する法律案
有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信
信法の一部を改正する法律
(有線放送電話に関する法律の一部改正)

年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同一の市町村内」を「一の市町村の区域(当該一の市町村に隣接する市町村の区域内の一部の地域であつて、当該一の市町

村の区域内の業務区域としようとする地域に隣接し、かつ、これらの地域の住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有しているため当該一の市町村の区域内にあるものとみなすことを改める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、学校、病院等その業務区域内の住民の通常生活に必要な施設との連絡その他その業務区域内の住民一般の利便の確保を図るため必要であつてやむを得ないと認められる場合において、郵政大臣の許可を受けたときはこの限りでない。

(公衆電気通信法の一部改正)

第二条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第五十四条の五」を「第五十四条の五第一項」に改める。

第五十四条の五に次の二項を加える。

第十九号の一部を次のように改正する。

第五十四条の五に次の二項を加える。

第十九号の一部を次のように改正する。

第五十四条の五に次の二項を加える。

第十九号の一部を次のように改正する。

第五十四条の五に次の二項を加える。

第五十四条の五に次の二項を加える。

第五十四条の五に次の二項を加える。

第五十四条の五に次の二項を加える。

省令で定める基準に当該するものに限る。)を前項第二号の当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局とみなすことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第五号の二中「許可」の下に「(同法第六条の許可を含む。)」を加える。

昭和四十四年四月二日印刷

昭和四十四年四月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局